

平成 1 7 年度実施 大学機関別認証評価 評 価 報 告 書

長岡技術科学大学

平成 18 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について	1
認証評価結果	5
基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 教育の成果	26
基準7 学生支援等	28
基準8 施設・設備	32
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	34
基準10 財務	37
基準11 管理運営	40
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	44
<参 考>	47
現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （3）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

17年8月	書面調査の実施 評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 評価委員会（注3）の開催（書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として対象大学に通知〕）
10月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果原案の作成）
18年1月	評価委員会の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成18年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会委員

委員	相澤益男	東京工業大学長
	有本章	広島大学高等教育研究開発センター長
	池端雪浦	東京外国語大学長
	石弘光	中央大学特任教授
	内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
	荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
	川口昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
	小出忠孝	愛知学院大学長
	河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	後藤祥子	日本女子大学長・理事長
	佐藤美穂	前東京都立九段高等学校長
	鈴木昭憲	秋田県立大学長
	館昭	桜美林大学教授
	丹保憲仁	放送大学長
	外村彰	株式会社日立製作所フェロー
	檜崎憲二	読売新聞東京本社編集局次長
	ハンス・ユゲン・マルク	南山大学長
	前原澄子	京都橘大学看護学部長
	森正夫	公立大学協会相談役
	山内一郎	学校法人関西学院理事長
	吉川弘之	産業技術総合研究所理事長
	吉本高志	東北大学総長

は委員長、 は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会委員

委員	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
	河野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	前原 澄子	京都橘大学看護学部長
専門委員	池田 駿介	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	稲崎 一郎	慶應義塾大学理工学部部長
	金川 克子	石川県立看護大学学長
	小島 操子	聖隷クリストファー大学看護学部教授
	仙石 正和	新潟大学工学部長
	武市 正人	東京大学大学院情報理工学系研究科長
	服部 幸造	名古屋市立大学人文社会学部教授
	古崎 新太郎	崇城大学生物生命学部教授
	前原 金一	昭和女子大学副理事長(元株住友生命総合研究所取締役会長)
	松下 照男	九州工業大学情報工学部教授
	村嶋 幸代	東京大学大学院医学系研究科教授

は部会長、 は副部会長

(3) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

委員	石 弘光	中央大学特任教授
	山内 一郎	学校法人関西学院理事長
専門委員	清水 秀雄	公認会計士、税理士
	和田 義博	公認会計士、税理士

は部会長、 は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「 認証評価結果」では、「 基準ごとの評価」において基準 1 から基準 11 のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、基準 1 から基準 11 の基準について、1 つでも満たしていない基準があれば、当該大学全体として当機構の定める大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を記述するとともに、その理由を記述しています。

さらに、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

なお、対象大学が評価を希望した場合に実施する選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、当該基準に関わる対象大学の有する目的の達成状況等について記述しています。

(2) 「 基準ごとの評価」では、基準 1 から基準 11 においては、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

また、選択的評価基準においては、当該基準に関わる対象大学の有する目的の達成状況等を以下の 4 段階で示す「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として記述しています。

< 選択的評価基準の評価結果を示す記述 >

- ・ 目的の達成状況が非常に優れている。
- ・ 目的の達成状況が良好である。
- ・ 目的の達成状況がおおむね良好である。
- ・ 目的の達成状況が不十分である。

(3) 「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「 現況及び特徴」、「 目的、選択的評価基準に係る目的」、「 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成 17 年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

認証評価結果

評価の結果、長岡技術科学大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると判断する。

当該大学の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。

十分な社会経験を有する社会人をシニア・テクニカル・アドバイザーとして、学士課程学生の実験、実習、演習等の授業に際し実践的な技術指導・助言などの教育指導にあたらせている制度は、学生にとって良い刺激になっている。

当該大学及びハノイ工科大学の学位が同時に取得できる「日本 - ヴィエトナム ツイニング・プログラム」は、指導的技術者の養成を目的とする当該大学の特徴を活かした国際協力の取組であり、また、アジア圏の優秀な学生を受け入れるための方策としても有効である。

大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、学部学生の多くが大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

大学院進学者に課される4年次後半の「実務訓練」は、学部・大学院一貫教育の特色を具現化するものである。卒業時のアンケートにおいて学生からの評価が高く、大学の教育目的である「実践的・創造的な指導的技術者の養成」という点においても有効である。

広い校地・校舎面積、教育研究施設の充実、優れたIT環境など、教育研究環境が整っているだけでなく、スペースチャージ制の導入など、これらの恵まれた環境の有効利用を促進するための取組も行っている。

当該大学の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

1年次入学者及び大学院博士後期課程入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

英語力、人文・社会科学素養、理数的基礎学力については、卒業（修了）時における学生の修得感はずしも高くはないことから、教養、外国語、基礎学力関連の能力育成については更なる充実が望まれる。

選択的評価基準の評価結果

「選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」においては、目的の達成状況が良好であると判断する。

当該選択的評価基準における主な優れた点として、次のことが挙げられる。

毎年多くの高等専門学校生が参加するオープンハウスは、参加者の満足度も非常に高く、受験者の確保にも十分に寄与しており、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ教育サービスといえる。

教育サービスの提供について、7つの方針をたて、小学生、中学生、高校生、高専生、地域住民、企業の技術者及び研究者などを対象とする活動が、活発にかつ高い評価を得て実行されている。

基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、学則第一条において「本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進することを目的とする。」と定められている。

また、学問技術を“技学”(技術科学)と捉え、「技学に関する創造的能力の啓発」を基本理念として大学概要及びウェブサイトに掲載し、この基本理念を教育研究活動の指針として「活力(Vitality)、創造(Originality)、貢献(Services)」として「VOS」の3文字で表しており、明確に述べている。

さらに、学部履修案内では、大学の目的・基本理念とともに教育目的が掲げられ、その内容は、当該大学が育成しようとする人材像に関するもので、「広い視野、社会に対する責任感、知的向上心、基礎的知識に立脚した専門知識と応用力、創造力、指導力を持つ技術者を育成すること」と記載している。また、同案内には、各課程の教育目的と教育目標が示されている。大学院履修案内についても同様である。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則で規定された大学の目的は、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的については、修士課程では「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」、博士後期課程では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と学則で定められている。

このほか大学院履修案内では、養成しようとする人材像を掲載しており、修士課程では「実践的・創造的な能力の開発を目指し、社会の要請にこたえられる高度の指導的技術者を養成すること」、博士後期課程では「自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識に加えて、広い視野と柔軟な思考力を備え、学術的研究を推進するとともに、その成果を実際の新技术にまで発展させ得る積極的意欲を持つ

実践的・創造的な研究者及び技術者を養成すること」と記載されている。

これらは共に、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

基本理念及び教育研究活動の指針「VOS」を掲載している大学概要並びに基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的を掲載している履修案内を冊子として教職員全員に配布しており、大学のウェブサイトにもこれらを掲載している。学生には全員に履修案内を配布し、さらに学年始めのガイダンスにより、基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的を周知している。

また、教育研究活動の指針である「VOS」をタイトルとした広報誌を年6回発行しており、大学の目的を分かりやすく示していることから、教職員や学生への認知度も高いと考えられ、優れた取組である。

また、教職員及び学生とも基本理念、目的について良く理解していることが、訪問調査の際に確認された。これらのことから、目的が、大学の構成員に周知されていると判断する。

1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の基本理念及び教育研究活動の指針「VOS」は、大学概要やウェブサイトに掲載することにより、社会に対して公表している。これらを掲載した大学案内（入学案内）や大学概要を、高等専門学校や県下の高等学校を中心に配布する一方、教員による高等専門学校訪問時やオープンキャンパス、オープンハウスでも参加者に配布している。また、大学紹介DVDでも基本理念及び教育研究活動の指針の説明を行っている。

大学のウェブサイトは、英語版が用意されており、また、日本語版のウェブサイトにおいても、受験生、地域社会、企業向けなどに分類されており、社会に広く公表していく上で、適切な配慮がなされている。

公表の程度については、大学案内については2万部程度を高等専門学校や高等学校等に配付し、ウェブサイトについても毎月学外から多くのアクセスがある。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教育研究活動の指針を「活力(Vitality)、創造(Originality)、貢献(Services)」として「VOS」の3文字で表現し明確にアイデンティティを掲げており、これをタイトルとした広報誌を発行することで教職員及び学生等への周知を図り、その実現に向けて努力している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

技学の創出と高等専門学校との教育上の接続の改善を創設の契機として設置された、工学部のみを置く単科大学であることから、学部の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

- 2 - 1 - 学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、工学部を置き、実践的学問を行うため、既存の学問体系にとらわれず科学・技術の進歩発展に柔軟に対応しうる学際的な教育を行えるように、教育組織と教員組織が分離された課程制を採用している。

教育組織として、高等専門学校の学科構成を考慮した、機械創造工学、電気電子情報工学、材料開発工学、建設工学、生物機能工学、環境システム工学、経営情報システム工学の7課程を置き、教員組織として、機械、電気、化学、環境・建設、生物、経営情報の6系並びに15のセンターを置いている。

各課程における教育は、それぞれの分野における専門知識及び応用力の習得及び鍛錬を目的とするもので、併せて学生の知的向上心や創造力の啓発を行い、教養教育、外国語教育等により広い視野、社会に対する責任感等を養う。この目的を達成するため、各課程に対応する系が専門教育を主として担当し、これを補助する関連系及び教養教育、外国語教育、基礎教育等を行う各センターが協調して課程の教育にあたっている。

これらのことから、課程及び系の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育の体制としては、教養教育等専門部会が設置されており、その構成は、部会長、系ごとに選出される教員、教養科目及び外国語科目担当教員グループから選出される教員等で構成されている。

審議事項としては、教養教育等の基本方針及び実施方法の策定、教養科目及び専攻共通科目のカリキュラム編成及び実施案の策定、基礎学力向上対策の策定等が規定されており、議事概要によれば、教養教育に関する教員の意識調査についての検討なども行われている。また、同部会は、会議を2ヶ月に1回程度開催しており、審議内容等は各委員を通じて各教員グループへ伝達されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

修士課程には学部との一貫教育を行うため、学部の7課程と同じ構成の7専攻が置かれている。一方、博士後期課程には、大学の規模や学際的な研究領域を考慮して、情報・制御工学、材料工学及びエネルギー・環境工学の3専攻が置かれている。

これらの構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 1 - 研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学内共同教育研究施設として15のセンターが設置されている。教育及び教育支援に関するものとして、語学、理学、体育・保健、留学生、eラーニング研究実践、マルチメディアシステムの各センター、学内教育研究支援に関するものとして、情報処理、分析計測、工作、ラジオアイソトープの各センター、産学連携に関するものとして、技術開発、テクノインキュベーションの各センター、研究推進に関するものとして、極限エネルギー密度工学研究、音響振動工学、高性能マグネシウム工学研究の各センターが設置されている。

大学の目的が、実践的、創造的な能力の養成、指導的技術者としての素養の涵養、実践的な技術の開発研究の3つであることからすれば、センターの構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2 - 2 - 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、教授会規則の定めるところにより、教育課程の編成、学生の入学、卒業又は課程の修了、学位の授与、その他教育に関する事項を審議しており、毎月開催されている。活動内容としては、上記の事項の審議のほか、教育研究評議会や教務委員会等の報告が行われており、議事要旨によりその活動が確認できる。

これらのことから、教授会が必要な活動を行っているとして判断する。

2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、教務・研究担当理事・副学長を委員長とし、7課程の課程主任及び10専攻の専攻主任等で構成される教務委員会があり、教育課程、教育指導、授業実施、学位審査、卒業及び進学の認定、教務事項の全学的な連絡調整等を審議している。

教務関連の主要事項については、教務委員会の下に設置された、教育課程専門部会、全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会、教養教育等専門部会、J A B E E 対応検討部会が検討を行っている。それぞれの部会は所掌が明確であり、単科大学のメリットとして検討課題がしぼりやすいこともあり、議事概要からもその良好な機能状況がうかがえる。

教務委員会及び各部会は毎月1回若しくはそれに準じた頻度で開催され、実質的な検討が行われている。

これらのことから、教育方法等を検討する組織が、適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

高等専門学校との接続を考慮して、柔軟で学際的なカリキュラム編成が可能な課程制を採用し、全学の教員が、学士課程、修士課程及び博士後期課程の教育を担当する体制を採っている。

技術系教育では、先端技術の発展に伴い学士課程と修士課程の一貫教育がある程度常識と考えられてきている情勢の中で、時代を先取りしてこの一貫教育に取り組んでいる。

教育研究効果を高めるためのセンターを機能的に設置している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教育目的を達成するため、教員組織編成の学内基本方針を有しており、この方針に基づいて、教員組織は、学部・大学院教育を行う6系と、学内共同教育研究施設である15センターから構成されている。また、系の教員組織は自由度の大きな大講座制を基本として構成されている。

これらのことから、教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされていると判断する。

3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成17年5月1日現在、機械系では45人(教授19人、助教授15人、講師1人、助手10人)、電気系では43人(教授14人、助教授18人、助手11人)、化学系では25人(教授10人、助教授8人、助手7人)、環境・建設系では39人(教授14人、助教授15人、助手10人)、生物系では22人(教授9人、助教授7人、助手6人)、経営情報系では19人(教授8人、助教授7人、助手3人、外国人教師1人)の教員が配置されており、このほか各センターには総数27人の専任教員が配置されている。なお、教員一人当たり学生数は、学士課程4.27人、修士課程3.74人、博士後期課程0.55人と少なく、量的な側面において十分な教員が確保されている。

質的な側面についても、教員選考の基準や手順が整備され配慮されている。

また、理化学研究所等の高度な研究水準をもつ機関と連携大学院協定を結び、これらの機関の研究員が随時大学院博士後期課程の学生の研究指導に当たっている。そのほか、専任教員をもって開講できない科目については、非常勤講師により対応している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

全課程の学生定員に対して、平成17年5月1日現在、教授84人、助教授83人、講師2人の専任教員が配置され、大学設置基準を上回る人数が確保されている。また、教養科目から専門科目までの多様な開講科目を担当するのに十分な専任教員が確保されている。

これらのことから、学士課程において、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

講師以上の教員は、すべて博士の学位又はこれと同等の資質をもち、大学院教育において指導的な立場を発揮できる者で構成されている。教授・助教授・講師の多くは、修士課程の研究指導教員又は研究指導補助教員となっており、平成 17 年 5 月 1 日現在では、修士課程の研究指導教員は、教授 74 人（92.5%）、助教授 66 人（85.7%）、講師 1 人（20.0%）であり、博士後期課程の研究指導教員は、教授 58 人（72.5%）、助教授 47 人（61.0%）である。

大学院博士後期課程の主旨導教員となる助教授については、採用又は昇任後 2 年以上経過し、大学で定められた研究業績に関する基準を満たす者を資格審査委員会の審査結果に基づき専攻会議において認定している。

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3 - 1 - 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3 - 1 - 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するための措置としては、教員の採用にあたって原則として公募制が採用されている。また、任期制も積極的に導入されており、6 つのセンターと COE プロジェクトにおいて導入されている。このほか、企業や他大学等での経験を有する教員を多く雇用していることも挙げられる。

教員組織の構成に関しては、年齢構成のバランスは適切であるが、性別構成については、女性教員の数が少なく、平成 17 年 5 月 1 日現在で 5 人であり、全教員の 2.3% である。また、外国人教員についても 7 人とあまり多くはない。女性教員及び外国人教員とも、適切な候補者があれば積極的に採用する方針であり、最近の例では、留学生センターの教授を公募により選考した結果、9 月 1 日付けで女性 1 人を採用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用基準や昇格基準が定められており、教員の採用・昇格に当たっては、これらの基準に基づいて教員選考委員会で選考され、教育研究評議会及び教授会の審議を経て決定されている。

また、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行うため、平成 17 年 4 月に、教員評価に関する基本方針や実施基準が定められており、評価が実施されている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されていると判断する。

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

平成 16 年度から教員の個人評価を行う体制が構築され、評価が始められている。大学評価担当の副学長を室長とする評価室が設置されており、教員評価に関する基本方針、教員評価に関する実施基準、教員評価に係る評価項目が明確かつ適切に定められている。現在の活動状況については、各教員が評価データベースへデータ入力を行い、各系長・センター長の検証を経て、取りまとめを行っている段階である。平成 17 年度中に個人評価の「試行」及び、その過程での修正・補正活動を終える予定であり、平成 18 年度の本格実施に向けて順調に進行している。

このほか、科目ごとに学生による授業アンケートが実施され、その結果が公表されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能していると判断する。

3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

教育上、研究上の活動を内外に公表するため、研究レビュー、教員研究業績一覧、研究者総覧が作成されており、教員研究業績一覧により教育内容と相関性を有する研究活動が行われていることが確認できる。各教員は、この研究成果を講義に反映するよう努めている。

これらのことから、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われていると判断する。

3 - 4 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するための教育支援者として、学務課の事務職員が対応している。また、各系・センターに所属している技術職員は学生実験の補助などを通して教育に貢献している。また、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の人数も 180 人程度と多く、十分な措置が取られている。

十分な社会経験を有する社会人をシニア・テクニカル・アドバイザーとして、平成 17 年度は 9 人が採用され、14 科目の授業を担当しており、学士課程学生の実務面の教育指導にあたらせている点は優れている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

教員評価に関する基本方針、実施基準、評価項目が明確かつ適切に定められており、厳密な評価を実施している。

民間におけるニーズと実践的技術を大学に導入するための取組の結果、企業・官庁等出身の教員を多く配置している。

十分な社会経験を有する社会人をシニア・テクニカル・アドバイザーとして、学士課程学生の実験、実習、演習等の授業に際し実践的な技術指導・助言などの教育指導にあたらせている制度は、学生にとって良い刺激になっている。

基準4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

アドミッション・ポリシーは、基本理念及び教育目的に沿って平成14年12月に制定されており、学部及び修士課程では「1. 技術や科学に強い関心を持ち、それにかかわる学習に必要な基礎学力をもつ人 2. 人間性が豊かで、責任感のある誠実な人 3. 技術や科学を通じて社会に貢献する意欲をもつ人 4. 自ら積極的に学習や研究に取り組む意欲をもつ人 5. 新しい分野の開拓や理論の創出、もの作りに意欲をもつ人 6. 独自の優れた個性を発揮する意欲をもつ人」と定められ、博士後期課程では「1. 技術や科学をより深く研究する意欲をもつ人 2. 新しい分野の開拓や理論の創出、もの作りに意欲をもつ人 3. 国際的視野と感覚を持ち、世界的研究を目指す人 4. 独自の優れた個性を発揮する意欲をもつ人 5. 独創的研究に取り組む意欲をもつ人 6. 人間性が豊かで、人類の幸福に貢献しようとする意識をもつ人」と定められ、大学が求める学生像が明確に示されている。また、より具体的な内容のものが各課程・専攻ごとに定められている。

これらはいずれも、大学概要、大学案内、各選抜の募集要項に掲載されており、全国の高等専門学校及び高等学校などに広く配布され、また、ウェブサイトにも掲載されている。配布数やアクセス件数から見ても、十分に公表されている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入に努めるため、高等専門学校卒業生、一般、帰国子女、社会人など幅広く受け入れ、多様な選抜が実施されており、基本的には、推薦選抜では、学力だけでなく大学の理念を積極的に実践できる者を期待し、一般選抜では、理系科目等を中心に、優れた学力を有する者を期待するとの受入方針に基づき、第1年次では定員80人、第3年次では定員310人で、高等専門学校卒業生を中心に受け入れている。

選抜の中心を占める第3年次入学の推薦選抜では、推薦書及び調査書（一部面接実施）による総合判定を行っており、一般選抜では、国語、英語、数学・応用数学、志望課程別科目及び面接による総合判定を実施している。修士課程については、高等専門学校専攻科修了見込者を対象にした推薦選抜では、推薦書、成績証明書及び志望調書を提出させ、面接において高等専門学校専攻科における専門科目、数学及び英語に関する口述試問を実施して、総合判定している。

これらの選抜方法により受験者の工学分野で必要な基礎的知識、論理的思考能力、独創性、知識、理解

力、表現力等を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が適切に受け入れられている。

また、選抜方法ごとの受験者数及び入学人数の確保状況が過去5年間安定して推移していることや、学部から修士課程への進学者が約8割となっていること、そのほか卒業生の就職実績、受入企業アンケート結果からも、選抜が適切に機能していることがうかがえる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2- アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

選抜の中心を占めるのは第3年次編入学生であり、社会人や留学生などの特別選抜の対象者も同一のアドミッション・ポリシーに則り受入が行われている。

留学生については、教育・研究の国際連携関係を積極的に進めていることから、中期目標においても学生の1割程度の留学生受入を目標として設定しており、特に平成15年からは、ハノイ工科大学との「日本・ベトナム ツイニング・プログラム」が国立大学として初めてのツイニング・プログラムとして開始されている。ハノイ工科大学で行われる同プログラムの前半教育への入学人数は、第1期生9人、第2期生32人、第3期生22人と増加傾向であり、平成17年4月には後半教育として第1期生3人の編入学生を受け入れるなど、積極的に留学生受入方策に取り組んでいる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2- 実際の入学人数選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験委員会において、選抜に係る実施組織、試験問題の作成・点検要領等、入学人数選抜に係る諸事項などが審議されており、実施体制は適切である。試験問題の作成、試験問題の印刷などに注意を払い、公正さを担保している。

合否判定に関しては、各課程・専攻での選考会議、入学試験委員会及び教授会の議を経て、公正に実施されている。

これらのことから、入学人数選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学人数選抜の改善に役立っているか。

入学人数選抜方法研究委員会が入学人数の追跡調査を行い、その結果を分析することでアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかを検証し、入学人数選抜方法の改善が図られている。

改善例としては、平成18年度入学人数選抜から、普通高校等からの推薦選抜を実施することが挙げられ、また、高等専門学校からの優秀な学生を受け入れるため、高等専門学校との共同研究の推進、オープンハウスの実施等、連携強化を進めていることが挙げられる。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学人数選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3- 実入学人数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。

学士課程の入学人数については、1年次入学者の場合、過去5年間に於いて定員80人に対して112～128人の間で推移しており、平均1.47倍の定員超過率であり、入学定員を大幅に上回っている。入学者の大部分を占める第3年次入学者の場合、平成13年度では定員300人に対して389人、平成14年度以降は定員310人に対して340～397人の間で推移し、平均1.23倍の定員超過率であり、入学定員をやや上回っている。学士課程全体では、1.28倍の定員超過率である。また、大学院修士課程入学者は定員412人に対して定員超過率が平均1.01倍、大学院博士後期課程入学者は定員30人に対して定員超過率が平均1.73倍となっている。

当該大学では、設置の趣旨に沿って高等専門学校からの第3年次入学者を中心に受け入れており、1年次の募集定員が80人と少なく、受験者の併願状況や過去の入学辞退率などを勘案した上で、優秀な学生を可能な限り多く受け入れていることから、1年次入学者が定員を大幅に超える状況となっている。

このような状況ではあるが、昭和60年度から平成11年度の臨時増募に伴い教員の充足や施設・設備面に関して十分な整備がなされていたことから、実際には、教員一人当りの学生数は少なく、施設設備面においても充実しており、学生実験等に支障をきたすことはない。

しかしながら、1年次入学者及び大学院博士後期課程入学者については入学定員を大幅に超える状況になっており、定員と入学人数の関係の適正化が望まれる。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

アドミッション・ポリシーが明確に定められ、様々な手段によって周知が積極的かつ十分に行われている。また、多様な選抜方法を実施し、求める学生像に沿った学生を幅広く受け入れている。

当該大学及びハノイ工科大学の学位が同時に取得できる「日本 - ヴィエトナム ツイニング・プログラム」は、指導的技術者の養成を目的とする当該大学の特徴を活かした国際協力の取組であり、また、アジア圏の優秀な学生を受け入れるための方策としても有効である。

入学者の追跡調査を行い、その結果を分析することでアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかを検証し、入学者選抜方法の改善を図っている。

大学院修士課程までの一貫教育の方針に則り、学内選抜制度を設け、学部学生の多くが大学院に進学している点は、当該大学の特色である。

【改善を要する点】

1年次入学者及び大学院博士後期課程入学者の定員超過率が高い状況が続いている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

< 学士課程 >

5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

「教養科目」、「外国語科目」では、基礎的な内容を1、2年次に、より高度な内容を3、4年次に段階的に履修することを可能にしている。また、専門に関する科目も、「専門基礎科目」を1、2年次に配置し、3、4年次の専門教育に円滑に繋げられるように工夫している。これらの科目配置は、高等専門学校等からの多数の3年次編入学生にも対応したものとなっている。

学部4年間全体の教育課程は、年次を追って「教養科目」及び「外国語科目」に対し、「専門基礎科目」及び「専門科目」の比率を高めている。

また、大学院修士課程への進学者に対しては、「実務訓練」が課されており、社会との密接な接触を通じて指導的な技術者として必要な人間性の陶冶を図るとともに、実践的な技術者感覚を体得させることを目的とし、当該大学の目的に沿う最重点科目となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されていると判断する。

5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「教養科目」、「外国語科目」については、教育の目的に照らして、相応しい内容の授業科目が開講されている。「専門基礎科目」は「専門科目」への導入として、全学生に必須の共通内容とともに、各課程の特性に沿う内容の科目が開講されている。「専門科目」も各課程特有の趣旨に沿う内容の科目が幅広く開講されている。

実務訓練は学部・大学院修士課程一貫教育の大きな特色であり、卒業時のアンケートでは、全課程平均で、満足が44%（やや満足を加えると、85%）と学生の満足度が高い。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断

する。

5 - 1 - 1 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのとなっているか。

研究活動と授業内容との間に密接な関連があり、教材(教科書)、プリント等に教員の研究活動が反映されていることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したのとなっていると判断する。

5 - 1 - 1 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育)の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるため、他課程の科目履修、他大学との単位互換が行われている。他課程の科目履修については、ほぼ全ての課程で「専門基礎科目」、「専門科目」が、上限10単位まで卒業要件単位に換算される。他大学との単位互換については、新潟県内の7大学(大学院含む)等、及び遠隔教育により県外の17大学(大学院含む)等と単位互換を行っている。

「外国語科目」においては、TOEIC等の外国語能力試験の成績による単位認定や、海外語学研修科目の開設が行われている。

また、4年次後半の約4～5ヶ月にわたり国内や海外の企業、研究所等へ派遣する実務訓練(インターンシップ)で実践的学習の機会を提供し、卒業研究と同等の単位認定を行っている。この実務訓練は、学部・大学院一貫教育の特色を具現化するものであり、実践的・創造的な指導的技術者の養成という大学の教育目的に照らして優れている。

このほか、編入学生に対しては、高等専門学校等において取得した単位について教養科目14単位、外国語科目8単位、専門基礎科目44単位、計66単位を上限として単位認定を行っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5 - 1 - 1 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化に関しては、教務事項検討部会が平成13年2月に答申を出している。これを踏まえて、GPA方式の導入及び履修科目登録単位数の上限設定に関して具体化の検討が行われており、また、集中講義については、予習・復習時間の確保に配慮して、講義数を縮小し、授業時間外の学習時間を確保するため、1日における授業時間数を減らす等、実施方法の改善を行っている。

さらに、単位互換に関しては、毎年、認定する科目・単位数や卒業単位に含めることのできる単位数の上限の見直しを行っている。

このほか、クラス担任・アドバイザー教員制度を活用して履修指導を行い、単位取得に向けた学生の学習支援を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 1 - 1 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

「教養科目」では、講義、対話・討論、情報機器の活用、実技を併用している。また、「外国語科目」特に「英語科目」では、選択必修科目でディベートクラス、視聴覚教材を使用するクラス等多様な形態を組み合わせ、必修科目では少人数クラス編成を行っている。

「専門基礎科目」では、各分野の特性に応じて、講義、演習、実験・実習を配置しており、各科目における履修者数は15~30人程度である。また、「専門科目」でも、各分野の特性に応じて、講義、演習、実験・実習を配置している。

学部3年次後半から4年次にかけて、学生は各研究室に配属され、教員一人に対して最大5人程度の範囲で指導を受ける。また、演習、実験・実習科目ではTAを活用して授業の実効を上げている。

大学院進学者には実務訓練を、学部卒業生には課題研究を課すなど、大学卒業後の進路に対応した学習指導を行っていることは、優れた取組である。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは統一された様式に則って「授業目的及び達成度」、「授業内容及び授業方法」、「成績の評価方法と評価項目」等の項目が記載されている。学部ではJABEEの認定を進めていることもあり、おおむね適切なシラバスが作成されている。全科目のシラバスは、学生全員に配布され、ウェブ上でも閲覧可能になっており、学生が履修する際に活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

補習教育については、英語、数学、物理、化学で補習により学力不足の学生に対応している。「英語科目」では、1年次から3年次までの各学年で毎年プレースメント・テストを実施し、その結果による習熟度別クラス、少人数クラス編成を行っている。数学について1、3年次にプレースメント・テストを行い、1年次で習熟度別クラス編成を行っている。

また、クラス担任、アドバイザー教員、指導教員による学習指導を行っているほか、24時間開放の自学自習室などの自主学習のための施設等も整っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準については学則等において規定されている。これらの基準の学生への周知については、学部履修案内やシラバス等に掲載し、全学生に配付しており、また、ガイダンスにおいても説明している。シラバスにおいては、科目ごとの成績評価基準が掲載されている。

学生に対する授業アンケートの結果や訪問調査時の面談から、成績評価基準について概ね理解されていることが窺える。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価については、シラバスに記された「成績の評価方法と評価項目」に従うとともに、基準に基づき4段階で行われており、同一科目を複数の教員で担当する場合には、共通の試験を行うなど、教員間での差異を無くすための配慮がなされている。また、卒業要件単位である「実務訓練」、「課題研究」については、各課程で助手を除く全教員の合議により合否を判定している。卒業認定については教授会の議を経て学長が行っている。

成績評価、単位認定、卒業認定の適切性については、学生の成績、卒業論文、単位を認定した学生の試験答案、成績評価の分布表、実務訓練レポートなどの資料により、適切に実施されていることが確認出来た。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申立てを行うことができる。学生が科目担当教員の対応に異議のある場合には、その旨をクラス担任に伝えることにより、系会議において審議が行われる。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

修士課程の教育課程については「各専攻共通科目（修了要件単位数6）」、「専攻科目（修了要件単位数24）」及び「研究指導」により編成されている。授業科目については、学部と大学院の一貫教育で特徴を出すよう工夫しており、適正に配置されている。

博士後期課程の教育課程については「専攻科目」及び「研究指導」が、適切なバランスとなるよう編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

修士課程の授業内容については、講義科目、セミナー、特別実験・演習等の関係諸科学から構成され、教育目標とする「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力の育成」に沿ったものとなっている。

博士後期課程の専門科目については、講義科目及び輪講から構成され、講義科目は最新の研究成果を取り入れており、修士課程の科目より高度かつ専門性の高い内容の科目となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したのものとなっているか。

研究活動と授業内容との間に密接な関係があり、教材（教科書）やプリント等に教員の研究活動が反映されていることから、授業の内容が、研究活動の成果を反映したものとなっていると判断する。

5 - 4 - 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化に関しては、教務事項検討部会が平成 13 年 2 月に答申を出している。これを踏まえて、GPA方式の導入に関しての具体化の検討が行われており、また、集中講義については、予習・復習時間の確保に配慮して、講義数を縮小し、授業時間外の学習時間を確保するため、1日における授業時間数を減らす等、実施方法の改善を行っている。さらに、単位互換に関しては、毎年、認定する科目・単位数や修了要件単位に含めることのできる単位数の上限の見直しを行っている。

このほか、指導教員により、各学生にそれぞれの専門性を配慮した科目の選択、履修及び研究について、適切な指導を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5 - 4 - 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

大学院設置基準第 14 条を適用し、指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間又は特定の時期に受講することや、勤務する企業等においても研究することができる等の配慮がなされており、社会人学生に配慮した教育方法を導入している。平成 17 年度現在、社会人学生 36 人中 18 人が「14 条特例」を適用しており、取得必要単位数に係る授業の他、専門分野に関連する授業を受講している。

また、社会人学生が勤務する企業等において修士又は博士論文に係る研究を行える環境にある場合でも、電子メールにより連絡を取りつつ、必要に応じて指導教員と相互訪問を行い、適切な研究指導を受けており、十分にこの制度が活用されている。

これらのことから、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

授業形態については、修士課程では講義・セミナー・演習及び実験、また、博士後期課程では講義・演

習（輪講）及び実験が組み合わせられ、履修案内によりバランスが適切であることが確認できる。

修士課程では、講義の多くが受講者 50 人程度以下である。また、セミナー・演習及び実験は、研究室単位で行われており、学生 2、3 人当たり 1 人以上の指導教員が割り当てられている。

博士後期課程では、ほとんどの講義で受講者が 1～9 人程度である。輪講は、研究室単位で対話・討論形式で行われており、教員当たりの学生数は数人である。また、博士後期課程学生を積極的に討論に参加させるなどの教育指導が行われている。

このほか、修士課程における「社会人留学生特別コース(AOTS関係)」では、修士課程修了に必要な授業科目のほか、修士論文に係わるセミナーや特別実験なども英語で行われ、英語の使用だけで修了できるよう配慮されており、また、社会人キャリアアップコース「機械安全工学」では、共通科目の一部を遠隔授業(e-learning)で行う等の工夫もなされている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは統一された様式に則って「授業目的及び達成度」、「授業内容及び授業方法」、「成績の評価方法と評価項目」等の項目が記載されている。全科目のシラバスは、学生全員に配布され、ウェブ上でも閲覧可能になっており、学生が履修する際に活用されている。

ただし、学部のものに比べて科目ごとの内容の差が大きく、各週の授業内容が具体的に記載されていないものがある等の点については、今後の対応が望まれる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5 - 5 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

修士課程については、学生の志望を重視して、適切な 1～2 人の指導教員を割り当て、所定の研究課題についての基礎及び生産化研究を通じた研究指導を行っている。その研究成果は、在学中に専門分野の学会等で発表することを原則としている。

博士後期課程の研究指導については、教授又は特に認定された助教授が主指導教員となって、専門性の高い研究を指導している。修了には論文公表を義務づけている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

複数指導教員による指導体制については、半数以上の専攻において行われており、十分な取組状況であ

る。また、研究室への配属及び研究テーマの設定方法については、学生の主体性を重視しており、教員による説明や教員との協議などのうで学生が選択している。

修士課程の学生にはTAとしての活動を、博士後期課程の学生にはTA及びリサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練がなされており、特にRAについては、21世紀COEプログラムといった最先端の研究において多くの学生が採用されている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院学生は、研究及び学位論文作成において主指導教員又は副指導教員により指導が行われている。

修士課程の学生については、多くの専攻において2年次に、関連分野の教員の出席の下、修士論文中間発表会又は予備審査を実施し、研究の進捗状況の把握、今後の方針及び発表方法などの指導が行われている。

博士後期課程の学生については、学位申請前に必要に応じて予備審査が行われ、論文発表会に向けて指導が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び修了認定基準については学則等において規定されている。これらの基準の学生への周知については、成績評価基準や修了認定基準を大学院履修案内及び授業科目概要等に掲載し、全学生に配付しており、また、ガイダンスにおいても説明している。

また、博士後期課程の学生に対する修了要件については、研究指導教員が個別に最低基準等を説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

専攻科目と各専攻共通科目の成績評価は、シラバスに記された「成績の評価方法と評価項目」に従って、適切に行われている。

修了要件である「修士論文」については、在学中に専門分野の学会等で発表することが指導されている。原著論文として学会等での発表に足るものであること、あるいは創造的な着想、新規な実験結果等が織り込まれていることなどを条件とし、また最終試験として、修士論文発表会での審査委員との質疑応答が義務づけられている。

「博士論文」の評価については、独創的な内容が含まれているか、あるいは実践的応用に繋がるかを重視しており、審査制度の確立している学術誌への公表論文があること等を条件としている。公表論文数については、複数報の論文が要求されているが、例外的に、「Nature」など非常に高度な学術雑誌へ発表された場合は、公表論文が1報であっても学位が授与されることもある。また、最終試験として、学位論文発表会での口頭試問及び外国語試験が課されており、判定結果は各専攻会議及び教務委員会での審査後、教授会へ報告される。

修了認定については、教授会の議を経て学長が行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士論文の審査体制については、専攻会議において指導教員を含め3人以上の審査委員候補者が指名され、教授会の議を経て主査1人と副査2人が指名され、審査委員会が設置される。各専攻では修士論文発表会を、該当する専門分野の全教員の出席の下に行い、審査委員の審査結果とあわせて専攻会議で可否の判定を行い、最終的に教授会で審議している。

博士論文の審査体制については、専攻会議において指導教員を含め5人以上の審査委員候補者が指名され、教授会の議を経て主査1人と副査2人が指名され、5人以上で構成される審査委員会が設置される。審査委員は提出された学位論文、論文内容に係わる学会発表及び公表論文等の内容を精査するとともに、学位論文発表会で審査し、外国語試験を行っている。審査委員会はこれらの結果を総合的に勘案して可否判定を行い、専攻会議及び教務委員会を経て、教授会で審議している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申立てを行うことができる。科目担当教員は学生の申立てに基づき成績を確認し、その結果を学生に伝えている。

学位論文の審査については、多数の審査員により厳格な審査、多くの教員の参加による学位論文発表会、及び専攻会議における最終判定など、審査の正確性を確保する上での配慮がなされている。特に博士論文の審査では、必要に応じて予備審査により論文の内容や水準等を詳細に検討し、不備な点等については学生と協議するなどの配慮がなされている。

このほか、学位論文の審査に関する異議申立てについては、専攻主任を経て専攻会議で審議することとなっている。

これらのことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職大学院課程 >

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

修士課程においても「各専攻共通科目」として教養教育等が充実しており、専門に目が向き勝ちな学生が多い工学系単科大学では有益な配置であり、「自然環境、人類の文化的・経済的活動など、技術科学をとりまく諸事情を理解し、広い視野を持って人類の幸福と持続的繁栄に技術科学を応用する意義を正しく認識した技術者を育成すること。」という大学の目的に合致している。

大学院進学者に課される4年次後半の「実務訓練」は、学部・大学院一貫教育の特色を具現化するものである。卒業時のアンケートにおいて学生からの評価が高く、大学の教育目的である「実践的・創造的な指導的技術者の養成」という点においても有効である。

社会人キャリアアップコース「機械安全工学」では、専攻科目の多くを集中講義で行い、共通科目や一部の専攻科目を e-learning で行うなど、受講生が社会人であることを配慮した学習指導法の工

夫がなされている。

必要に応じて遠隔教育などを用いることで、県内外の多くの大学等と単位互換協定を結び、連携が進んでいる。

【改善を要する点】

大学院のシラバスについては、科目ごとの記載内容の差が大きく、各週の授業内容が具体的に記載されていないものがあることから、今後の対応が望まれる。

基準6 教育の成果

6 - 1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育目的に沿って、学部及び大学院教育において育成すべき学生の学力、資質・能力、養成しようとする人材像等についての方針を明らかにしており、大学案内、履修案内等で公表し、新入生ガイダンスで説明が行われている。

教育目的の達成状況を検証・評価するための取組については、単位取得・進級・卒業の認定等を検証し、学生に対するの修得度自己評価アンケートや授業アンケート等を行っている。このほか、実社会で働く修士修了生への調査や就職先企業への調査も実施されており、社会的な評価についても把握している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6 - 1 - 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

進級の状況については、学部1年次入学者の3年次への進級率は90%前後で推移している。卒業(修了)の状況については、学部1年次入学者の卒業率(留年者含む。以下同じ。)は85%前後を推移しているが、学部3年次編入学者の卒業率は95%を超え、大学院修士課程の修了率は90%を超えている。

成績評価の評定の分布については、評定D(不合格)の割合は、学部の専門基礎科目と専門科目ではそれぞれ15%、12%であるが、これを除けば、学部、修士とも10%以内に留まる。評定Aは、学部比べて修士の科目でかなり高い割合であり、「計画・経営科目」と「専攻科目」において70%を超えている。

大学院学生の学会での発表の状況については、修士課程学生は国内学会で毎年1件程度、博士後期課程学生は国内学会で毎年1件程度に加え国際学会でも毎年1件程度と活発に行われている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

授業内容と各種能力の修得度自己評価アンケートによれば、各種能力のうち専門分野に関する知識、実験遂行能力、データ整理・考察能力、報告書作成能力、コンピュータソフト使用能力などについては、修得感が高い(十分に修得できた、ほぼ修得できた)と回答した者の割合が高いが、英語力、人文・社会科学に関する知識、他の専門分野に関する知識、物理学の基礎学力、化学の基礎学力については、修得感が

低い（あまり修得できなかった、全く修得できなかった）と回答した者の割合が高い結果となっている。

学部及び修士課程ともおおむね同様の傾向を示すが、修士課程の方がより修得感が高い。このほか、実務訓練・課題研究の履修の満足度については80%以上と非常に高い割合で満足したとの結果になっている。

これらのことから、おおむね大学の意図する教育の効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）後の進路の状況については、平成16年度学部卒業生459人のうち、356人（77.6%）が大学院へ進学し、76人（16.6%）が就職しており、進学・就職を合わせた進路決定率は94.1%である。また、修士課程修了生384人のうち、34人（8.9%）が博士後期課程へ進学し、338人（88.0%）が就職（復職）している。

就職先の状況は、学部卒業・大学院修士修了後とも製造業が半数以上を占め、次いで運輸通信業、そして建設業とサービス業と続いている。博士後期課程修了生は、人数が少ないため年度によって異なるが、教育関係と製造業が半々という状況である。また、卒業（修了）生には企業等で管理職に就任している者も増えてきている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する調査として、修士課程修了生及び就職先の企業等にアンケート調査を行っており、詳細な調査をしており、優れた取組である。

修士課程修了生のアンケート結果では、専門の学習・研究及び実務訓練の学習効果は高く、教養、他分野の学習、英語の学習の学習効果はあまり高くない。修士課程修了生を多数受け入れている企業等へのアンケート結果では、修了生に対して、国際感覚、英語、専門外の職務関連知識、交渉力・調整力、バランス感覚において充実が求められており、専門知識、基礎学力、持続力・忍耐力、好奇心・探究心、積極性・自主性・チャレンジ精神、目的意識、自己啓発においては高い評価を得ている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果から見て、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

高い専門性の育成、技術実践に関する感覚の育成について学生自身及び社会から高い評価を得ている。

【改善を要する点】

英語力、人文・社会科学素養、理数的基礎学力については、卒業・修了時における学生の修得感はずしも高くはないことから、教養、外国語、基礎学力関連の能力育成については更なる充実が望まれる。

基準7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7 - 1 - 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に2日間にわたりガイダンスを実施しており、学部第1、第3年次入学者全員を対象とした全体ガイダンスを行った後、学年別のガイダンスも行っている。また、留学生や修士課程の学生、博士後期課程の学生に対してもガイダンスを実施している。これらのガイダンスでは、教育課程、履修手続、学生生活等に関して説明が行われている。

また、ガイダンスの一環として第1、第3年次入学者を対象に、1泊2日の学外合宿研修を実施している。この合宿研修は上級生が引率学生として同行しており、平成17年度の合宿研修では新入生から好評を得ている。

このほか、学部の課程配属、研究室配属及び大学院の専攻決定に関してもガイダンスを実施している。これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7 - 1 - 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

学生からの相談に応じるため、各教員が週に1～2時間程度オフィスアワーを設けている。平成17年度1学期の平均相談件数は、学部では1教員当たり約6件、大学院では1教員当たり約4件である。また、研究室配属前の学部学生に対しては、クラス担当教員が、配属後の学部学生及び大学院生には指導教員が、学習相談・助言を行っている。

このほか、平成17年2月にはアドバイザー教員制度が設けられ、教員一人が、研究室配属前の学部学生5～6人を担当し、各学期1回以上は面接し、修学事項等の相談にあたっている。主な相談内容としては、単位取得に関わる諸問題、研究室配属、実務訓練、将来の進路などであり、平成17年度から始まったばかりであることから、1学期では特に多くの面談の機会を取り、各種相談に対応している。平成17年1学期の平均相談件数は、教員一人当たり約6件である。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査が、5年に1回程度の頻度で実施されており、学生の生活の実態、意識、意見などのほか、授業内容についての理解度や満足度、研究室における満足点や不満点、教員との接触の度合い等について把握している。

また、学士課程卒業時及び修士課程修了時に実施される「授業内容と各種能力の修得度自己評価調査」により、「新たに開講を希望する科目」等の情報を把握している。

このほか、学長を始めとする執行部と学生との懇談会を通して、直接学生の要望を聞いており、良い取組である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7 - 1 - 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

留学生への支援については、留学生センターに専任教員が4人配属され、留学生（現在、26カ国191人）に対して日本語教育、日本事情教育、課外教育などを実施している。また、大学院では多くの科目を英語で開講しており、修士課程修了に必要な単位を英語で取得することが可能になっている。

社会人学生への支援については、修士課程13人、博士後期課程23人の学生のうち18人の学生に対して、大学院設置基準における14条特例入学を適用している。また、修士課程機械創造工学専攻では「機械安全工学キャリアアップコース」などで、集中講義やe-learningにより学習支援を行っている。

また、障害をもつ学生については、現在は在籍していないが、難聴者に対して奉仕員による手話通訳や要約筆記を要請して対応した実績があり、必要に応じて対応する方針である。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援が適切に行われていると判断する。

7 - 2 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

IT環境については、情報処理センターに150台のパソコンがあり、授業での使用時を除き学生が自由に利用できる。総合研究棟には、学生自習用に40台のパソコンがあり、9時から21時まで学習・研究のために利用できる。この学生自習用パソコンは、利用の多い時間帯で1時間当たり延べ50台程度が利用されており、1ヶ月当たりの利用人数は5,000人程度であることから十分に活用されていることが窺える。

自学自習室については、総合研究棟に12台のブースが24時間開放されている。研究室配属前の学部学生が主に利用しており、平成17年5～6月では1ヶ月当たり130人以上の学生が利用している。また、語学センターの自習室は、22時まで利用でき、パソコン11台が設置され、ビデオ、DVD等の教材が利用できる。さらに、TOEIC対策ソフトが学内LANを通してオンデマンドで利用出来るようになっている。

図書館については、大学院学生と利用申請した学部4年生が学生証を使用して24時間利用できる体制となっており、時間外の入館者数は、毎年度2,500～5,000人程度となっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動への支援については、学生委員会、留学生委員会委員や事務職員が支援にあっており、全ての課外活動を対象に、各種の音響・照明・映像機器などの用具を貸し出している。また、財政面からは長岡技術科学大学教育振興会が支援しており、平成16年度には、学生の課外活動に対し、計約750万円の助成を行っている。

このほか、各サークルには顧問教員を置き助言・指導にあたり、サークル活動を支援する施設としては、課外活動共用施設、クラブハウス、セコムホールなどの多目的施設の他、陸上競技場、野球場、ラグビー場、多目的グラウンド、テニスコート、体育館、武道館、トレーニングルーム、屋内プール等の運動施設が整備されている。

これらのことから、支援が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康面及び精神面の相談や悩みに対応するため、体育・保健センターに「学生相談室」が設置されており、医師、保健師及びカウンセラーが任にあたっている。

生活面での相談等については、「学生支援センター」が対応している。また、相談内容が多様化したことで、どこに相談して良いか分からない学生のために、学生支援課に「なんでも相談窓口」を設けている。このほか、「学生相談箱」を設置して、匿名による要請にも対応している。

就職相談に関しては、学務部学生支援課に就職支援係を置き、平成16年度では県内企業18社と県外企業18社の参加を得て「学内合同企業説明会」を開催するなど、全学的な就職支援を行っている。このほか、各系の就職担当教授が相談にあっており、就職事務室等を設け、専属職員を配置している系もある。

多くの相談窓口を設けていることにより、必要な相談・助言体制が整い、有効に機能している。特に、電話や電子メールによる相談が過半数にのぼっており、比較的気軽に利用できる相談手段が機能していると評価できる。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、セクシュアル・ハラスメント防止等規則を制定して、医師3人を含むセクシュアル・ハラスメント相談員10人（男性4人、女性6人）を学内外から指名するなど相談体制を整えている。

アカデミックハラスメントに関しては、学生と指導教員との相性により当事者間で問題を解決できない等の状況に対応するため、平成14年度から研究遂行上の悩み相談員が置かれている。年度当初には、相談員に対して「学生の研究遂行上の悩み相談連絡会」を設け、相談員設置の趣旨や運営方針等の説明がなされる。学生からの相談に対しては、対応指針（マニュアル）に従い相談に当たっており、通常は、相談員間で対応しているが、相談員のみで解決できない場合、学長が「学生の研究遂行上の悩み対策委員会」を設置し、学生と及び指導教員の双方からヒアリングを行い、対応するとともに、その後の経過についても確認が行われている。相談件数は毎年度3～4件である。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

留学生への個別の生活支援については、留学生課職員、留学生コーディネーター、チューターらが対応しており、行政的な手続き、アルバイト探しの手助けなど必要な支援が行われている。

留学生の居住に関する支援については、国際交流会館及び国際学生宿舎（女子学生用）が構内にあるほか、民間等の宿舎に入居する留学生のために、「外国人留学生の下宿等賃貸借契約連帯保証制度」を設けている。また、留学生見学旅行や地域へのホームステイなど、さまざまな行事を通して日本社会・文化への理解促進と地元との交流を図り、留学生が広い視野を身に付けて生活が順調に送れるよう適切な支援が行われている。

留学生を支援する学外ボランティアグループとして、「むつみ会」が活動しており、交流活動と生活相談を行っているほか、ハイキング、バザー、卒業生送別会、日本語スピーチコンテストなど、一年を通じて様々な行事を実施しており、これらの活発な貢献に対して外国人留学生受入制度 100 年を記念した文部科学大臣表彰がなされている。

また、現在は在学していないが、障害のある学生に対応するため、エレベーター、車椅子専用のトイレ及び駐車場、自動ドアなどが設置されている。

これらのことから、留学生への生活支援等が適切に行われていると判断する。

7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査で多岐にわたる学生のニーズを把握するとともに、学長との懇談会では、執行部が学生からの要望を聞くなど、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されている。

7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助については、学生生活ガイドにおいて授業料免除制度、奨学金、アルバイト等に関して制度の概要が掲載され周知されている。

奨学金受給者については、日本学生支援機構奨学金では、申請者のほぼ 100%が採用されており、各種奨学団体奨学金も含めた奨学金受給者は、全学生の 46%となっている。また、授業料免除については、全額及び半額免除合わせて申請者の 64%であり、入学料免除（半額）については申請者の 42%となっている。これらの状況から、経済面での援助が適切に行われている。

また、新潟県中越地震や 7.13 水害の被災学生に対して、入学金特例減免や授業料減免措置などが行われたことは、時宜を得た特筆すべき取組である。

学生宿舎については、大学構内に学部男子学生用が 360 室と学部女子学生用が 35 室設置されている。各部屋にはネットワーク端子が設置してあり、学内ネットワークへの接続が可能になっている。寄宿料は学部男子学生用が 4,300 円、学部女子学生用が 4,700 円に設定され、学生の経済面に考慮した金額となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

ガイダンス合宿、オフィスアワーの設定、クラス担当教員やアドバイザー教員の制度など、学生に対するきめ細かな支援が行われている。

学生の多様なニーズを把握するため、従来の学生生活実態調査に加えて、学長ら執行部が学生と積極的に懇談会を開いている。

留学生を積極的に受け入れ、留学生センターで充実した日本語教育支援を実施している。また、留学生課、留学生カウンセラー、チューターらが積極的に相談にあたっているのをはじめ、きめ細かい情報の提供など生活支援を実現している。日本の文化や社会を学ぶ機会や地元の人々との交流の機会も豊富に用意されている。

<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8 - 2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p>
--

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<p>8 - 1 - 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。</p>

校地面積は 314,240 m²、校舎面積は 93,909 m² を有している。教育研究施設については、経営情報、化学、電気、機械・建設、生物、環境の 6 つの専門系棟、及び講義、物理化学実験、博士課程研究実験、総合研究の各棟と情報処理、技術開発の両センター棟が整備されている。実験実習施設については、分析計測、工作、ラジオアイソトープ、極限エネルギー密度工学研究、音響振動工学の各センター棟と共用実験、大型実験、実験実習、高圧実験施設の各棟が整備されている。また、共通施設として、図書館と、語学、体育・保健、マルチメディアシステムの各センター棟、体育館、屋内プール、トレーニングルーム、課外活動施設、クラブハウス等が整備されている。これらのほか、サッカー場兼用の陸上競技場などの屋外体育施設が整備されている。

全ての講義室とゼミ室にプロジェクター機器が設置され、150 人以上の講義室にはスライド映写機、液晶プロジェクター、書画カメラが設置されている。また、全大学院講義室と講義棟の講義室の 77 % に冷暖両用空調設備が設置されるなど良好な教育環境を確保している。

施設・設備の有効利用については、建物有効利用推進規程に基づき学内全室の使用状況が調査され、利用率の低いスペースは、施設環境委員会の審議を経た上で、共用スペースとして使用期間を限定し、全学から専用使用者が募られ、研究プロジェクトの担当者等に有料で貸与されている。また、共用スペースの供出を促進するため、各系が占有するスペースについて使用料を課す、スペースチャージ制を導入している。

施設・設備の利用状況については、講義室、ゼミ室、自習パソコン室等は、利用率も高く、有効に活用されていることが窺える。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

<p>8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。</p>
--

情報ネットワークについては、学内 LAN が充実しており、平成 17 年 6 月現在、利用登録をしているパソコン数は約 5,300 台で学生一人当たり 2.9 台である。また、稼働率が非常に高く、教育・研究における必須設備となっている。学生自習用パソコン室には、40 台のパソコンが設置されているほか、持込みパソコン等のための 40 個の接続端子も設置されている。

教職員、大学院学生と研究室に配属された学部学生は、学内 LAN に接続した研究室等の端末パソコン

から、計算サーバーによる数値計算や学術情報の検索・収集等ができるなど至便なIT環境となっている。
これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

教育研究、実験実習、共通の各施設の運用規程等は、大学のウェブサイトまたは各施設のウェブサイトに掲載され、共同利用施設については、「利用の手引き」等を各施設のウェブサイトに掲載するとともに、冊子体も作成している。また、新入生に対しては、施設利用のガイダンスを実施することで周知を図っており、さらに、全学生に配布する「学生生活ガイドブック」は、「学内施設の利用案内」と「情報ネットワークに関連する諸規則」を掲載し周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館配分予算で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料等は、図書館長、各専門系と語学センター選出の教員、及び学術情報課長で構成される図書館運営委員会の審議に基づいて系統的に整備されている。

図書の蔵書回転率は高く、また電子雑誌の全文アクセス数は非常に多く、学術資料が有効に活用されていることを示している。研究室からネットワーク経由で学術文献にアクセスできるように、利便性の向上がはかられている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

広い校地・校舎面積、教育研究施設の充実、優れたIT環境など、教育研究環境が整っているだけでなく、スペースチャージ制の導入など、これらの恵まれた環境の有効利用を促進するための取組も行っている。

【改善を要する点】

創設時に建設された施設について、耐震改修を含む内外装の大規模改修が必要になっている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1- 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況に係る活動の実態を示すデータや資料については、在籍した学生の成績結果、課題研究論文、修士論文、博士論文は、大学として蓄積し、学生の試験答案、レポート等は、各教員が収集し蓄積している。また、自己点検評価書や外部評価報告書については、事務局において保管し、蓄積している。

これらのほか、全学的にJABEE受審が推進されており、既に3課程がJABEEの認定を受け、さらに平成17年度には、2課程がJABEE受審のための準備を進めていることから、各教員の学部授業科目の講義記録や教育の達成目標の達成度評価記録等の詳細な教育活動に関する資料を収集・蓄積する体制が、課程レベルで整備されている。

これらのことから、データや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1- 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教務委員会と学生委員会等を中心として、毎年、学部4年生と修士2年生を対象に「授業内容と各種能力の修得度自己評価調査」を行い、5年に1回程度の頻度で「学生生活実態調査」を行っている。また、各授業科目に対して学生による授業アンケートを毎学期実施し、アンケート結果を授業科目の担当教員にフィードバックしている。

このほか、学長との懇談会、アドバイザー教員制度、オフィスアワー制度等を通じ、学生の意見を聴取している。

これらの調査結果や聴取した意見は分析され、自己点検・評価に適切な形で反映されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1- 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業(修了)生、就職先企業、実務訓練先企業、高等専門学校教員等からの意見と評価を聴取するアンケートやシンポジウム等が実施されており、これらの調査結果や意見は自己点検・評価に適切な形で反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

学生や学外関係者の意見や評価結果を踏まえて、教務委員会において教育課程の見直しを検討し、将来計画委員会において教員組織の構成を検討している。検討した内容は、教育研究評議会において審議され、学長が決定している。

また、中期計画においては、教育課程の見直しや教員組織構成の改善等に関する具体的な方策が明示されている。

実際の改善例としては、平成 14 年度に留学生センター、平成 15 年度に e ラーニング研究実践センターを設置したことが挙げられる。

これらのことから、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教務委員会の下で、各授業科目に対して学生による授業評価アンケートを毎学期実施し、そのアンケート結果を授業科目担当の教員にフィードバックしている。教員は、前年度の授業アンケート結果等を翌年度の授業科目のシラバスに反映させて、教科書変更や講義ノートの改良等を行い、授業内容及び教材の改善をしている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)に対する本格的な取組を開始する必要から、平成 12 年 11 月から 1 年間、学長の下に FD 検討タスクフォースが設置されており、教務事項検討部会答申の実施に際しての優先順位付け、新人研修カリキュラムの作成、FD サポートのためのウェブサイトの開発などを行っている。

新人教員に対しては、教授法に関する理論や実例などについて、新人教員 FD 研修会を開催している。

学生委員会では、教職員の学生指導研究会を開催し、学生指導における教職員の継続的な資質向上の機会を設けている。

また、FD の一環として教員の教育・指導に役立てるため、授業評価アンケートにおいて評価の高い授業を教員に公開しており、これにより学生の授業に対するニーズを反映している。

これらのことから、FD について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的に FD による教育の質の向上と授業の改善を行う取組が始められている。各教員が、FD や授業評価アンケートに基づき授業の改善に取り組んでおり、その結果、毎年度カリキュラムが検討され、改訂されている。

これらのことから、FD が、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

技術職員、シニア・テクニカル・アドバイザーやTA等の教育支援者や教育補助者は、実験、演習開始前に学生指導方法のガイダンスを授業担当教員から受けている。さらに、資質向上のために、技術職員を対象とする研修会を開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

大学として具体的かつ継続的に、教育の質の向上と授業内容及び教授方法の改善に取り組む体制が整備されており、改善効果を上げている。

学外関係者の意見を自己点検・評価に適切に反映させ、教育課程にフィードバックしている。

基準 10 財務

- 10 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 16 年度末現在の資産は、固定資産 16,474,211 千円、流動資産 1,963,259 千円、資産合計 18,437,471 千円を有しており、施設設備についても、校地、校舎とも基準を十分にクリアしている。

負債については、固定負債 2,627,466 千円、流動負債 2,579,401 千円、合計 5,206,868 千円で、このうち長期借入金 826,900 千円及び 1 年以内返済予定長期借入金 413,451 千円、合計 1,240,351 千円は、平成 15 年 8 月に竣工した総合研究棟に係る産業投資特別会計借入金で、この借入金は国立大学法人施設整備費資金貸付金償還時補助金で償還されるものである。また、その他の負債についても会計処理上、負債計上しているだけで実質的な負債ではなく、短期借入も行っていない。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

収入予算については、平成 16 年度は、運営費交付金、自己収入、外部資金、競争的資金、施設費補助金等から編成されている。

自己収入の授業料、入学料、検定料の基礎となる学生確保の方策として、高専訪問・出前授業、高等専門学校生対象のオープンハウス及び高校の理科教諭対象の高大連携事業、主として高校生対象のオープンキャンパス等を積極的に実施しており、優れた取組がなされている。また、その結果、過去 5 年間ににおいて十分な受験者及び入学者が確保できている。

外部資金及び競争的資金については、その合計が、平成 15 年度 994,153 千円から平成 16 年度 1,385,634 千円と約 40%増えており、その主な理由としては、外部資金について、導入促進のための専門部会の設置や、導入された外部資金の一部を間接経費として大学経営の一助とし、その一部を当該研究費を獲得した教員や所属する系長等に配分するなどの取組により、外部資金の獲得額が 454,260 千円から 650,100 千円へと約 43%増となったことと、競争的資金のうち、科学研究費補助金について、学長自らが講師となり説明会等を開催するなどの積極的な取組の結果、採択金額が 250,780 千円から 396,870 千円へと約 58%増となったことが挙げられ、どちらも優れた取組と言える。

これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画等については、国立大学法人であることから、「中期計画」と「年度計画」を策定している。その策定に関しては、学内委員会等で検討し、教育研究評議会、経営協議会、役員会の審議を経て学長が決定している。また、これらを踏まえた「学内予算編成基本方針」が定められている。

これらの中期計画、年度計画、基本方針は、いずれも綿密に策定されており、教授会で報告するとともに、大学のウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

損益計算書により、経常費用 6,206,768 千円、経常収益 6,278,798 千円で、経常利益は 72,030 千円であり、当期総利益は、89,281 千円を計上していることから、収支の状況において、支出超過となっていない。

10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分については、学内予算編成基本方針に従い行われており、教育経費・研究経費に関しては、財務担当理事を中心に各系・センター長等で構成する予算検討会議において適切な資源の配分に努めている。教育研究の維持・充実を図るため教育経費、研究経費等について前年度同額（又は同単価）を確保するとともに、研究経費の一部について競争的環境の創出を図るための傾斜配分を実施している。

また、平成 17 年度については、若手教職員の研究推進、基礎的研究・萌芽的研究の推進、高等専門学校との共同研究の推進を図るため、学長裁量経費により重点的に研究助成に配分されており、適切である。また、公募のうえ、学長・役員等で構成する選考委員会でのヒアリングを経て採否を決定している点も適切である。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

財務諸表等については、国立大学法人法に基づき財務諸表を官報に公告することとなり、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を情報開示室で閲覧に供するとともに、大学のウェブサイトに掲載しており、大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されている。

10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

内部監査体制としては、内部監査実施細則を定め、年 1 回の定期監査と年数回の臨時監査を実施することとし、平成 16 年度には、定期監査、臨時監査を各 1 回実施し、適切に運用がなされている。

監事による監査についても、監事監査規程を定め、平成 16 年度には、業務監査 1 回、会計監査は、四半期ごと及び年度決算時に各々監査を実施するとともに必要に応じその都度、指導を受けている。

また、会計監査人による監査については、中間と期末に監査を実施している。監事監査報告書、内部監査報告書によれば、監査は適切に実施されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

外部資金について、導入促進のための専門部会の設置や、導入された外部資金の一部を間接経費として大学経営の一助とし、その一部を当該研究費を獲得した教員や所属する系長等に配分するなどの取組の結果、外部資金の獲得額が大幅に増加している。

科学研究費補助金について、説明会等を開催するなどの積極的な取組の結果、採択金額が大幅に増加している。

基準 11 管理運営

- 11 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織については、学長と3人の理事・副学長（入試・学生及び財務担当、教務・研究担当、産学官連携担当）により役員会が構成され、さらに2人の副学長（大学評価担当、国際交流担当）と事務局長を加え執行部が組織されている。このほかに役員として2人の非常勤監事が置かれ、それぞれ会計と業務の監査を担当しており、役員会に出席し、必要に応じて経営協議会にも出席している。

経営協議会は、経営に関する重要事項を審議するために置かれており、執行部に加え、10人の外部委員により構成され、年間4～5回の審議が行われている。

また、教育研究に係る重要事項を審議するために教育研究評議会が置かれ、執行部に加え、各系長及び副系長、各センター長で構成され、毎月1回の審議が行われている。

事務組織については、事務局長の下に、総務課、国際企画課などの5課から構成される総務部と、学務課、学生支援課などの5課から構成される学務部が置かれている。職員数は、事務職員、技術職員合わせて160人程度であり、教員数約220人に比しても十分な人数が配置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、必要な職員が十分に配置されていると判断する。

- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定のプロセスについては、各種委員会において執行部からの諮問事項や、学内の各組織からの提案事項を審議し、その審議に基づき執行部で原案を作成し、教育研究評議会又は経営協議会の審議を経て役員会で最終決定がなされる。

このプロセスにおいて学長を中心とする執行部が意思決定における最も重要な機関であることから、入学試験委員会や将来計画委員会などの重要な委員会においては、執行部の者が委員長として就任することで、会議での意見や要求の吸い上げを可能とし、また、執行部からの提案にも理解と協力を得られ易い体制となっている。これらのことから、学長のリーダーシップの下、教員の理解と協力を得て効率的な意思決定が可能となっている。

これらのことから、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズの把握については、クラス担任やアドバイザー教員等によるほか、5年に1回程度の頻度で学生生活実態調査を行っており、新潟中越地震後には、「学生支援センター」を設置し、学生からの相談に対応しつつ、ニーズ等の把握も行っている。また卒業生や修了生に対しても、学生生活の感想や提案を調査している。

教員や事務職員のニーズの把握については、各種会議や委員会等での議論を通じて行っている。

学外関係者として、全国の高等専門学校関係者のニーズについては、毎年度開催される「高等専門学校・長岡技術科学大学教員交流研究集会」や高等専門学校への訪問等を通じて把握し、高等学校関係者については、「高校 - 長岡技科大交流会」を通じて把握している。

これらの把握されたニーズについては、講義室の個別冷暖房化や、国際学生宿舎（女子学生専用）の一層の安全確保のため、玄関入口のカードゲート化やセンサーライトの設置など、随時適切な形で管理運営に反映していることが窺える。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映していると判断する。

11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

月に1度の役員会において、業務運営全般及び会計・経理事項に関する助言と指導を得て、業務執行や会計処理に対応している。平成16年度の年度計画に係る実績報告書及び決算報告については、監事により適切な監査を実施している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員については、新採用者を対象とする研修を始め、窓口クレーム対応研修、訴訟担当者研修会、情報セキュリティセミナーなど学外での様々な研修に、それぞれ該当する部署の担当者が積極的に参加している。また、学内においても語学研修や情報処理研修などが実施され、語学研修受講者に対しては、TOEICの受験が課されているなど、十分な取組がなされている。

役員等は国立大学協会や国立大学財務・経営センターが行った法人化関連の各種研究協議会や研修会等に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標・中期計画等に明確に定められている。また、これらの方針に基づき、関連の学内規則等が定められており、各構成員の責務と権限が示されている。学長、理事、副学長、附属図書館長、本部長、系長、センター長及び教員の選考又は採用に関する規定についても、明確に定められている。

また、国立大学法人化後、産学官連携、知的財産、情報基盤及び教員評価に関する規則等を新たに策定しており、その目的や方針及び各構成員の責務と権限が明確に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータ等については、全学に係るデータ等の場合、全学のウェブサイトに掲載し、各系、研究室に係るデータ等の場合、それぞれのサイトに掲載している。これらは相互にリンクされており、学内外から自由にアクセスできるようになっている。

個人情報を含む保護を必要とする各種情報については、個人情報保護規則等に従い管理されており、必要に応じて利用資格のある者だけに目的の範囲内での利用が許されている。特にJ A B E Eに係る資料等は、関係者が閲覧する場合に、閲覧日時、閲覧者、目的などの記録を残すといった配慮がなされている。

これらのことから、適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

11 - 3 - 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

従前は委員会を組織し、根拠となる資料やデータに基づいて現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策の提案を示し、自己点検・評価が行われてきた。法人化後は、「大学全体及び教員の教育研究活動状況について自立的かつ定期的な点検・評価を実施することにより、大学の教育研究活動及び産学連携・社会貢献の活性化と高度化を目指すこと」を目的として、大学評価担当の副学長を室長とする評価室を設置し、認証評価に係る自己評価書の作成のほか、教員個人評価システムの構築に取り組み、平成17年度から試行評価を開始するなど具体的な評価活動を進めている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能していると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

「教育と研究の現状」等の自己点検・評価の結果は、学内に配布するとともに、文部科学省、国立大学、高等専門学校、実務訓練機関等を中心に学外にも配布されている。このほか、当機構が実施した「分野別教育評価『工学系』」及び「全学テーマ別評価『教養教育』」の際に作成された自己評価書についても、平成14年7月に学内ウェブのインフォメーションページへ掲載されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

平成11年度に自己点検・評価報告書に基づき、学外の有識者10人による初めての検証・評価を受けて

おり、その結果を「長岡技術科学大学外部評価委員会総括評価書」として公表している。また、平成 12 年度には外国人パネラーを含む、13 人のパネル委員による外部評価シンポジウムを開催している。また、平成 14、15 年度には、学外有識者 9 人で構成する運営諮問会議を年数回開催し、教育研究活動の検証を行っている。これらの結果は文書として社会に公開されている。

法人化後は、評価室を中心に認証評価等に取り組んでいるほか、外部委員を含む経営協議会等により外部者の意見を教育改善等に反映できる体制となっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されていると判断する。

11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

自己点検・評価や外部評価における指摘事項については、各種組織や委員会等を通じて改善措置が講じられている。法人化後は、評価室が中心となり自己点検・評価等の活動の中でフィードバックが行われ、例えば、学生の学力低下に対する対策が採られるなど、その機能状況が窺える。

執行部は、これらのフィードバックされた結果を基に、各種委員会を通じて効果的な改善措置を講じるべく取り組んでいる。

これらのことから、評価結果が、改善に結びつけられるシステムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

自己点検・評価を適切に実施できる体制が十分に整備され、評価結果が、フィードバックされ、改善効果を上げている。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

【評価結果】

目的の達成状況が良好である。

(評価結果の根拠・理由)

1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

基本理念に基づき社会貢献を大学が果たすべき役割の柱の1つと位置付けている。その中で教育サービスを社会貢献における重要な要素として捉え、教育サービスの目的を定めており、この目的に基づき、7つの具体的方針が定められている。

また、中期目標の中で、社会との連携・協力、社会サービス等に関する基本方針として、「地域の要請に応じて、人材その他の資源を積極的に提供すること」を掲げており、これに基づき具体的な中期計画が定められている。

これらの基本理念、中期目標・中期計画、教育サービスの具体的な方針等は、大学のウェブサイトに掲載されている。また、各方針に基づくそれぞれの活動は、ウェブサイトに掲載され、各関係機関にチラシや市政だよりにより配布されている。

これらのことから、計画や具体的方針が定められており、周知されていると判断する。

1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

教育サービスについては、方針に基づき活動が実施されている。

「1. 大学が蓄積した知識・情報を社会に開放する。」については、市民を対象とする公開講座を開催する一方、市内2大学1高等専門学校とともに、長岡市主催の「ながおか市民大学」の開催に協力している。特に、公開講座では災害時に利用できる技術を紹介するなど時宜を得た内容が開催されている。

「2. 社会人が大学教育を受ける機会を提供する。」については、社会人を研究生、特別研究学生、科目等履修生として、また、他大学生と短期留学生を特別聴講学生として受け入れている。

「3. 若者の理工系分野への関心を高める。」については、中学3年生を対象とする「中学校数学アカデミー」、小・中学生を対象とする「化学のおもちゃ箱」、青少年・一般を対象とする「青少年のための科学の祭典」を主催、共催、又は開催に協力している。また、オープンキャンパスでは、全国の高校生等を集めて、大学説明会と研究室公開を実施している。このほか、高大連携事業として、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)に指定された長岡高校の理数科1, 2年生が大学の研究現場を体験する「SSH事業」と、文部科学省のサイエンス・パートナーシップ・プログラム(SPP)の支援による事業で、高校生が研究現場を体験する「高大連携講座」、高校教諭が先端工学理科教育研究会や先端工学実習・研修に参加する「教員研修」を実施している。

「4. 高専の教育に協力する。」については、全国の高等専門学校生が、夏休み中に5日間または10日間、大学の研究室で体験学習するオープンハウスを実施しており、単位認定する高等専門学校も多い。また、当該大学の教員が高等専門学校を訪問し、講義や大学の研究内容の紹介を行う出前授業を実施してい

る。

「5. 企業の技術・研究者に知識・情報を提供する。」については、企業の技術者や研究者を対象に、先端的な研究を紹介し、実習の機会を提供する「高度技術者研修」、地域の研究者・技術者・経営者を対象にした「技術開発懇談会」、企業と大学が相互に技術情報を発信する「地域企業と長岡技大の交流フェア」を実施している。

「6. 図書館の学術情報を社会に開放する。」については、企業や市民に対し附属図書館を開放しており、図書館資料の閲覧、複写と蔵書検索のサービスを行っている。さらに、図書の貸出サービスも実施しており、年々利用数が増加している。

「7. その他、社会の要請に応える。」については、毎年、新潟県内の高等学校の化学担当教諭と全国の高等専門学校の化学・材料・物質系教員を対象とした「分子科学サマースクール」を実施している。これは、平成16年度より、SPP事業の「教員研修」に組み入れられている。また、随時、大学施設等の開放を行っている。

これらのことから、計画に基づいた活動の実施状況は、非常に優れていると判断する。

1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

公開講座の定員に対する受講率は、過去5年間で平均60%程度であり、「ながおか市民大学」も同様である。短期留学生を中心とした特別聴講学生は、平成12年度は0人であるが、平成13~16年度の4年間で10人から31人に増加している。

「中学校数学アカデミー」は募集人員にほぼ等しい参加者がある。

「化学のおもちゃ箱」は、毎年300~500人の参加者がある。

「オープンキャンパス」では、毎年約340人(県内60%、県外40%)の高校生等を集めている。

「SSH事業」では、延べ117人(平成14~16年度)が参加し、事後アンケートから、高校生が先端研究に高い関心を持っていることが窺える。このSSH事業は、財政支援が終了した平成17年度以降も、自主的に継続することが決まっている。

「高大連携講座」は平成15年度は40人、平成16年度は、前期7人、後期16人の高校生が参加している。

高校教諭に対する「教員研修」では、先端工学理科教育研究会に15人、先端工学実習・研修に19人が参加している。事後の参加者との対話では、「このような研修は、高校の理科教員にとって貴重な体験である」との感想が数多く聞かれており、満足度の高さがうかがえる。

「オープンハウス」は、過去3年間で、全国から平均154人の高等専門学校生が参加しており、アンケートでも、多数の参加者が「大変良かった」または「良かった」と回答しており、参加者の当該大学受験率も高い。

「高度技術者研修」は、過去5年間の参加者数が平均9.5人と定員10人にほぼ等しい。

「技術開発懇談会」は、参加者数が平均14人と定員20人の70%である。

「地域企業と長岡技大の交流フェア」には、平成12~14年度の3年間、平均54社の企業と49研究室が参加している。平成15年度は「産学交流フェア in にいがた」として、企業123社、大学・高等専門学校122研究室(うち当該大学48研究室)が参加している。平成16年度には「産学官ジョイント交流会」として、10の民間団体と17の大学・高等専門学校研究室、及び7支援機関が参加して、長岡技科大・長岡高専技術シーズプレゼンテーションと産学交流会が行われている。

「図書館の開放」では、外部からの利用者数は、平成 13 年度では年間約 2,000 人であったが、図書の貸出サービスを開始した平成 14 年度からは、毎年 1,800 人程度の割合で増加し、平成 16 年度には、7,541 人に達している。これとともに、図書の貸出冊数も増加傾向を示している。

「分子科学サマースクール」は、過去 5 年間で平均 14 人（定員の 56%）の参加者がある。

これらのことから、対象者を小・中・高校生、高専生から教員、企業人を対象とした広範な活動が行われており、多くの活動において参加者が十分に確保されており、事後アンケートの結果やサービス享受者の感想・意見等から判断しても、満足度は高く、活動の成果が上がっていると判断する。

1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

教育サービスの対象の違いによって所掌する委員会が異なるが、各委員会において各々の活動の改善に対応しており、活動の終了後に、担当者から委員会に実施状況が報告され、必要に応じて改善のための審議を行っている。

個々の活動に対しては、参加者に対してアンケートが実施されており、その結果を基に各関係委員会で改善が図られる。例えば、産学交流フェアでは、アンケート結果を踏まえて、開催会場や開催時間の変更、昼食交流会や自由懇談の機会を設けるなど、毎年改善が図られている状況が窺える。

これらのことから、改善のシステムがあり、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「目的の達成状況が良好である。」と判断する。

【優れた点】

毎年多くの高等専門学校生が参加するオープンハウスは、参加者の満足度も非常に高く、受験者の確保にも十分に寄与しており、高等専門学校からの編入学を大規模に実施している大学として、極めて大きな意義を持つ教育サービスといえる。

教育サービスの提供について、7つの方針をたて、小学生、中学生、高校生、高専生、地域住民、企業の技術者及び研究者などを対象とする活動が、活発にかつ高い評価を得て実行されている。

< 参 考 >

現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 長岡技術科学大学
- (2) 所在地 新潟県長岡市上富岡町1603-1
- (3) 学部等の構成
 学部：工学部
 研究科：工学研究科
 附置研究所：なし
 関連施設：語学、体育・保健、分析計測、技術開発、工作、極限エネルギー密度工学研究、留学生、eラーニング研究実践、情報処理、ラジオアイソトープ、音響振動工学、理学、マルチメディアシステム、テクノインキュベーション、高性能マグネシウム工学研究の各センター
- (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）
 学生数：学部1,268名、大学院1,016名
 教員数：224名

2 特徴

本学は、実践的かつ創造的な指導的技術者の養成という社会的ニーズに応えるため、“大学院に重点を置く新構想大学”として、昭和51年10月1日に開学した工学系単科大学である。学部は工学部、大学院は工学研究科に修士課程及び博士後期課程を設置している。

本学の使命は、健全な社会の発展に必要な学問技術を創造・構築するとともに、これに携わる独創的・指導的な能力ある人材を育成し、かつ開かれた大学として社会に貢献することにある。

この使命を達成するため、本学は、新たな「技術科学」すなわち“技学”を創出し、それを担う実践的・創造的な技術者の養成を行い、及びこれらを通じて社会との連携を図ることを基本理念としている。

“技学”とは、「現実の多様な技術対象を科学の局面から捉え直し、それによって技術体系を一層発展させる技術に関する科学」である。それは、「実践の中から学理を引き出し、その学理を再び実践の中で試すという、学理と実践の不断のフィードバック作用による両者の融合」を目指すとともに、「理学、工学から実践的技術、さらには管理科学等の諸科学に至るまで、幅広く理解し、応用すること」を期待するものである。

“技学”を上述のような意味に解する以上、それ

はまた、実践的技術者の養成と社会との連携を内に含んでいる。すなわち、実践と学理との融合は、教育面における実践的技術者の養成として機能するとともに、大学と社会との紐帯の強化を指向する。いわば、実践的技術者の養成と社会との連携は、“技学”の概念に由来し、また、“技学”の概念に収斂している。したがって、これらは不即不離・表裏一体の関係にあり、相互に関連しながら本学の基本理念を構成している。

この本学の基本理念から派生する特徴として、次の諸点が挙げられる。

高等専門学校卒業者等を第3学年に、専門高校、普通高校の卒業者等を第1学年に受け入れ、特色ある技術教育の体系をとっている。なお、入学者の選考には推薦入学制度を大幅に採用している。

創造力のある実践的な技術者を育成するため、学部と大学院修士課程まで同じ定員幅による一貫した教育体制としている。

実践的技術教育を充実させるため、実験・実習等を重視した実践的技術の開発を主眼とした教育を行うとともに、最先端の技術の実態に常に触れさせるよう配慮している。

指導的技術者として必要な人間性の陶冶と、実践的技術感覚を体得させるため、学部第4学年後半に約5カ月間、企業、官庁、公団等の現場（海外を含む）における実務訓練（インターンシップ）を実施している。

幅広いカリキュラムの編成により、広い視野と人間性、的確な洞察力と豊かな語学力を養うため、学部・大学院修士課程において所要の科目を開設し、一定単位数の履修を義務づけている。

開かれた大学として社会人を積極的に受け入れるため、大学院の9月入学制度、高等学校工業担当教員リフレッシュ教育コースを開設している。

大学院における社会人留学生を含め、留学生を積極的に受け入れるとともに、各国の大学・研究所との学術交流、開発途上国の大学等への教育・研究協力を積極的に推進している。

企業等との連携の企画推進を図る等、産学一体による共同研究を積極的に推進するため、技術開発センターを設置し、産学一体のリエゾン支援プロジェクトを編成し、開発・研究の推進を図っている。

目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、学部・修士一貫教育を大学設立の趣旨とし、教育研究の基本理念を、技学 - 技術科学 - に関する創造的能力の啓発と実践的技術の開発として捉えるとともに、人類の繁栄に貢献し得る新たな技術の開発を担う、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者の養成に置いている。教育目的として次の諸項目を設定し、学部教育は、これら諸項目の基礎的部分を培うことを目指している。

1. 自然環境、人類の文化的・経済的活動など、技術科学をとりまく諸事情を理解し、広い視野を持って人類の幸福と持続的繁栄に技術科学を応用する意義を正しく認識した技術者を育成すること。
2. 技術科学の開発と実践につき、社会に対する責任を自覚し、説明する能力を有する技術者を育成すること。
3. 地域、国家、国際的規模で技術科学の開発を実践する視野を持ち、また、その基礎となる意思疎通能力を有した技術者を育成すること。
4. 社会の変化に対応し、新しい情報を柔軟に取り入れることができ、生涯を通じて自己の能力を高めることができる技術者を育成すること。
5. 技術科学の専門分野に関し、確固たる基礎知識に立脚した専門性と応用力を有した技術者を育成すること。
6. 新しい技術科学分野を開拓する創造力を有した技術者及び研究者を育成すること。
7. 新しい技術科学分野の研究ないし開発をリードし、組織化できる人材を育成すること。

（学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的）

【学士課程】

3年入学の高等専門学校等卒業生で学部3、4年生の約8割を構成し、残りを専門高校卒業生と普通高校卒業生等で構成しているのは、大学設置の趣旨に沿った基本的入学方針である。また、本学は、上記の項目3等と関連し、主として、アジア・中南米などの発展途上国から、幅広く、多様な留学生を、様々なルートで受け入れている。これらに対応した選抜方法の整備、入学前の教育履歴に留意した授業科目の配置、カリキュラムの編成などが、下記の目標の設定と密接に関連している。また、本学の基本方針・体制は、一般の4年制大学工学部に対し高等技術教育の「複線化路線」の役割を担う意味も大きい。

学部共通の教育目標と課程別にかかる教育目標は、以下のとおりである。

1. 教育目的1～4に関連し、
 - (1) 学部を通じて、総合科目（人文、社会、管理科学）、専門基礎科目、外国語科目の一層の充実を図る。
 - (2) 可能な限り少人数教育による指導の充実を図る。
 - (3) 第一外国語（英語）については、能力別及び技能別クラス編成を行い、学習の効率化を図る。第二外国語については、開講言語の多様化を推進し、広い国際的視野を培う。
 - (4) 情報技術（IT）教育の充実を図る。
 - (5) 1年入学者には、高等専門学校（以下「高専」という。）卒業生が主体の3年入学者と専門教育を一体的に行うため、3年進学のための課程別取得単位条件を設定、これを達成させる。
2. 教育目的4～6に関連し、
 - (1) 学部を通じて、専門科目、実験、実習、演習の一層の充実を図る。これを助けるため、TA制度と、実践的能力向上に資するシニア・テクニカル・アドバイザー制度の導入、充実を図る。
 - (2) 卒業研究に代わる実務訓練（インターンシップ）につき、効果の一層の充実と、グローバル化対応の海外実務訓練の導入を図る。達成度判定は、学生本人及び受入れ機関からの報告、指導教員の評価等を総合して行う。訓練先機関との間でシンポジウムを開催、改善を図る。
 - (3) マルチメディア機器活用教材の開発と活用、高専等との連携に資する遠隔授業方法の開発、実践を図る。
3. 教育目的全体に関連し、
 - (1) 学部・修士一貫教育の趣旨に沿うカリキュラム編成及びシラバスの充実を図る。
 - (2) 一般入試受験生とともに、推薦編入学及び推薦入学についても高専及び高校等に対し全学及び各課程のアドミッションポリシーの周知徹底を図る。
 - (3) 実践的・創造的技術者の養成という基本理念に沿った教育に資するため、教員構成において、大学以外の経験者の一定比率の確保を図る。
 - (4) 学生には在学中及び卒業時アンケートにより習熟度等の自己判定をさせるとともに、教育改善に資する。
 - (5) 全課程について、JABEE認定を受けるべく準備を進め、教育目標の達成の向上に資する。

【大学院課程】

修士課程入学者の構成は、学部・修士一貫教育の趣旨に沿って、8～9割が本学学部からの進学者とし、残り

を他大学、高専専攻科卒業生としている。大学の基本理念とも関わる海外技術者研修協会（AOTS）の研修経験等を有する社会人留学生も受け入れる。

また、博士後期課程は、学部・修士一貫教育修了者だけでなく、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を養成する基本理念に沿って、他大学修士課程修了者や社会人学生、発展途上国における拠点形成に資する留学生等も受け入れる。

工学研究科の教育目標は、以下のとおりである。

修士課程では、

- 1．学部・修士一貫教育の趣旨を踏まえ、教育目的1～4に関連し、共通科目（人文、社会、管理科学）の一層の充実を図る。
- 2．教育目的3～6に関連し、
 - (1) 学生には必要単位数を設定、先端的研究につながる基礎及び専攻専門科目の充実を図るとともに、ほぼ半数まで他専攻専門科目も修了要件単位として認定し、計画的な履修を勧める。
 - (2) 関連分野を広く理解できる能力を養うセミナー・輪講を充実し、修士研究テーマの位置づけを理解させる。
 - (3) 研究指導の充実と研究成果の関連学会での発表の推進を図る。
 - (4) 学際領域を含む各分野の最先端技術と各専門分野との関連を学び、企業等での生産及び研究開発の視点と社会的要請に応え得る能力を養うための学外専門家による特別講義等の充実を図る。
 - (5) 上記(1)～(4)を通じて修士論文の完成を図る。

博士後期課程においては、

- 1．教育目的3～7に関連し、
 - (1) 専門分野での自主的な研究、活動を支援する。
 - (2) 必要な単位取得のための少人数輪講の充実を図る。
 - (3) 権威ある学会での研究成果の発表及び論文投稿を推進する。
 - (4) 国際会議等での母国語以外での討論の推進を図る。
 - (5) 上記(1)～(4)を通じて博士論文の完成を図る。
- 2．教育目的全体に関連し、
 - (1) 実践的・創造的技術者の養成という基本理念に沿った教育に資するため、教員構成において、大学以外の経験者の一定比率の確保を図る。
 - (2) 全学的な教育上の問題点の点検を行う委員会等を設置し、教育制度の改善・充実を図る。
 - (3) 修士課程修了生及びその採用企業等へのアンケート調査による教育効果の分析を行い、大学全体の教育改善の充実を図る。

なお、大学院では、企業との共同研究、プロジェクト研究にできるだけ多くの学生を参加させ、教育目標の達成に役立たせる。

選択的評価基準に係る目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

正規課程の学生以外に対する教育サービスの目的は、“社会一般に対して、大学における技術開発及び技術教育に関する知見を広く開放し、社会の要請に応えることによって、大学が社会的存在として機能する”ことにある。このことは、本学開学の際の基本構想においても、民間企業との共同研究や高専等の教員の再教育を例に、“開かれた大学”であるべきことが提言されており、この趣旨をさらに敷衍し、広く社会一般に対して大学開放を行い、社会のニーズに応えることを目途に、前記のような目的を設定している。

この目的の下に、正規課程の学生以外に対する教育サービスを提供する上での基本的方針と、達成しようとする基本的な成果は、次のとおりである。

1. 正規課程の学生以外に対する教育サービスを提供する上での基本的な方針

(1) 第1は、社会一般に対し、広く大学に蓄積された知見を開放することである。

これは、社会的貢献についての一般的・包括的な方針であり、従来の大学が象牙の塔に閉じこもり、社会から隔絶されていたことへの批判に応え、社会との連携を密にし、大学を社会的存在として機能せしめることにある。

(2) 第2は、社会人や短期留学生に対し、大学のキャンパスの内外において、大学教育を受け、あるいはこれに触れる機会を提供することである。

これは、正規の課程以外に、随時キャンパスの内外で高等教育を受けたいという市民や外国人のニーズに応え、生涯学習等の一翼を担おうとするものである。

(3) 第3は、若者に対し、技術を含む理系の分野について興味と関心を抱かせることである。

若者の理系離れが言われるようになって久しいが、彼らを大学の雰囲気と大学における技術教育の一端に触れさせ、技術を含む理系分野に目を向ける契機にしようとするものである。

(4) 第4は、本学と関係の深い高専教育への協力をを行うことである。

高専生を本学に体験学習で受け入れることにより、大学の雰囲気と大学教育に触れさせ、高専の実施しているインターンシップに協力するとともに、先端の技術分野についての講義や大学での研究開発の状況などを紹介し、また、高専に対して出前授業等を実施することで、高専教育への協力をを行うものである。

(5) 第5は、企業等の研究者・技術者に対し、技術等に関する知見や情報を提供することである。

(6) 第6は、附属図書館に蓄積された学術情報を、広く社会に開放することである。

これは、本学の附属図書館の学術情報を社会一般に開放するとともに、特に技術情報については、技術者等がこれに接する機会を提供しようとするものである。

(7) 第7は、その他、個々のケースに応じて、広く社会的ニーズに対応することである。

前記の他、大学施設等の開放を含め、随時かつ適宜に、社会の要請に応じ、大学から社会への協力を行おうとするものである。

2. 正規課程の学生以外に対する教育サービスにより達成しようとする基本的な成果

達成しようとする基本的な成果は、前記(1)の「基本的な方針」と表裏の関係にある。「基本的な方針」に則して「達成しようとする基本的な成果」を述べれば、次のとおりである。

(1) 第1については、大学が社会的存在として、社会一般とりわけ地域社会との関係を強化し、多様な観点からその紐帯を深めることである。

(2) 第2については、社会人等を科目等履修生等として受け入れることによって一定の単位や資格取得の機会を与え、生涯学習に寄与するとともに、キャンパス外においても、広く市民の生涯学習活動に貢献することである。

(3) 第3については、小・中・高校生等に対して、技術を含む理系分野への興味と関心を抱かせ、動機付けを図り、大学教育に目を向けさせることである。

(4) 第4については、高専生のインターンシップへの協力、高専への出前授業を行うことにより、大学教育に目を開かせるとともに、高専と本学の関係の強化を図ることである。

(5) 第5については、企業等の研究者・技術者の研修ないし懇談を通じて、技術に関わる知見を提供し、企業等の技術開発に貢献することである。

(6) 第6については、附属図書館に蓄積された技術情報を含む学術情報を、一般市民や企業に容易に取得させることである。

(7) 第7については、大学施設等の開放を含め、ケースバイケースにより、適宜社会の要請に応じ、協力することである。

自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

昭和 51 年新構想大学として発足した本学は、昭和 53 年に学則を制定し、その第 1 条に大学の目的（実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進する）を規定する一方、基本理念（技学に関する創造的能力の啓発）及び教育研究活動の指針（VOS：実践を通じたの創造と貢献）を定めて、大学概要、ホームページ、大学案内に掲載し明示している。

学部履修案内には、大学の目的・基本理念とともに 7 項目からなる教育目的（広い視野、社会に対する責任感、知的向上心、基礎的知識に立脚した専門知識と応用力、創造力、指導力をもつこと）を掲げており、これは学校教育法第 52 条の規定に適合するものである。

大学院の目的は、学則第 4 条第 1 項及び第 2 項に、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定している。さらに大学院履修案内には、育成しようとする人材像について、修士課程においては、「実践的・創造的な能力の開発を目指し、社会の要請にこたえられる高度の指導的技術者」、博士後期課程においては、「自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識に加えて、広い視野と柔軟な思考力を備え、学術的研究を推進するとともに、その成果を実際の新技术にまで発展させ得る積極的意欲を持つ実践的・創造的な研究者及び技術者」と記載している。これらの本学大学院における教育目的は学校教育法第 65 条の規定に適合するものである。

本学の目的、基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的は、これらに掲載している大学概要や履修案内を冊子として配布し、さらにホームページに掲載して、全教職員及び全学生に対して周知を行っている。

社会に対しては、大学のホームページ、大学案内及び大学概要に基本理念及び教育研究活動の指針を掲載することによって、公表している。

教職員及び学生が、本学の目的、基本理念、教育研究活動の指針及び教育目的をどの程度認識しているかについて調査は行っていないが、本学の教育研究活動の指針（VOS）は広報誌のタイトルでもあり、基本的に全ての教職員及び学生の知るところである。しかしながら、大学の目的や教育目的などを今後、さらに、教職員及び学生に認識を深めさせるような活動が必要であると考えている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

新たな技術教育及び高専との接続を創設の契機とする本学は、工学部を置き、教育組織として柔軟で学際的なカリキュラムの編成がしやすい課程制を採用している。

工学部には、教育組織として、機械創造工学、電気電子情報工学、材料開発工学、建設工学、生物機能工学、環境システム工学及び経営情報システム工学の 7 課程を置く。教員組織として、機械、電気、化学、環境・建設、生物及び経営情報の 6 系並びに 15 のセンターを置く。

学部の教育目的は、「広い視野、社会に対する責任感、知的向上心、基礎的知識に立脚した専門知識と応用力、創造力、指導力を備えた技術者の育成」であり、本学の目的と整合している。高専との教育上の接続に配慮した学士課程の構成及び課程制の採用は、本学の学部教育目的を達成する上で適切なものとなっている。

教養教育に関しては、教務委員会所属の教養教育等専門部会が、学部から修士課程まで一貫した教養教育を適正に実施する責任体制の確立及び基礎学力向上対策を策定することを任務として、本学の基本理念を実現す

るための教養教育の在り方等について審議している。

本学大学院工学研究科の修士課程には、学部の7課程と同じ構成、名称の7専攻を置き、学士及び修士課程の一貫教育を通して、広い視野、高度の専門性及び実践的・創造的な能力を備えた指導的技術者の養成を目的に教育研究を行っている。

博士後期課程には、学際的な研究領域を考慮して、情報・制御工学、材料工学、エネルギー・環境工学の3専攻を置き、当該専攻での教育研究を通して、修士課程の目的に加えて、自立して研究活動を行える高度の研究能力及び豊かな学識を養うことを目的に教育研究を行っている。

本学に設置する15のセンターは、(a)教育及び教育支援（語学センター等）、(b)学内研究支援（情報処理センター等）、(c)産学連携（技術開発センター等）、(d)研究推進（極限エネルギー密度工学センター等）のように役割区分できる。これらセンターの役割を本学の目的に対応させると、(b)は「実践的、創造的な能力の養成」、(a)は「指導的技術者としての素養の涵養」、(c)及び(d)は「実践的な技術の開発研究」に貢献しており、本学の目的達成の観点からセンターの構成は適切であるといえる。

しかし、これらのセンターとは別に、先端的分野などについては、研究等の進展に伴い、新しいセンターの設置などの教育・研究体制の確立が必要になりつつある。

教授会は、教育課程、学生の入学、卒業又は修了、学位の授与等、教育に関する重要事項を審議し必要な活動を行っている。教務委員会は、教育課程、授業実施等、教務事項全般について審議する。教務委員会には、教育課程専門部会、全学的なカリキュラム管理及び責任体制検討部会、教養教育等専門部会、JABEE対応検討部会があり、それぞれ固有の事項に関して実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

本学の教育目的を達成するため、教員組織編成の学内基本方針が制定され、それに基づいた教員組織編成がなされている。本学の教員組織は、学士課程・大学院教育を行う6系と学内共同教育研究施設である15センターから構成されている。これらの教員組織は、学士課程、大学院修士課程、博士後期課程の教育組織とは異なった組織として構成され、それぞれの教育レベルにおいて最適の教育指導体制の実現を可能としている。系の教員組織は自由度の大きな大講座制を基本として構成されている。このように教員組織と教育組織を分離することにより、教育組織はそれぞれの教育レベルに応じた横断的で柔軟な体制となっている。

教員の採用にあたっては、教育に対する適性と研究に対する専門性を重視し、各課程ごとの学習目標を達成するための人材発掘に努めている。各課程における教育の充実を図るために、十分な数の教員が各系及びセンターにおいて確保されている。また、連携大学院協定に基づき、高度な研究水準をもつ機関の研究員が随時大学院博士後期課程の学生の研究指導に当たっている。

本学では、学生の定員に対する専任教員は十分確保している。本学の講師以上の教員は、すべて博士の学位を持つ者及びこれと同等の資質を持ち、大学院教育において指導的な立場を発揮できる者として構成されている。さらに、大学院博士後期課程の主旨指導教員となる助教授は、採用又は昇任後2年以上経過し、所定の審査によって承認された者でなければならない。

大学の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための必要な措置が講じられている。企業や他大学等での経験を有する教員を多く雇用し、年齢については十分にバランスがとれている。女性教員や外国人教員の数は多くはないが、適切な候補者があれば積極的に採用する方針である。教員の採用にあたっては原則として公募制によっている。また、任期制も積極的に導入している。

本学の教員の採用基準や昇格基準は明確に定められ、適切に運用されている。本学では、学士課程・大学院の教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力を考慮して、教員の採用・昇格が行わ

れている。学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行うために教員評価が始められた。学生による授業アンケートも行われており、教育の質の向上に資している。

各系・各センターに配属された教員は、教育の目的を達成するための基礎として、連動する研究活動を行っている。その研究成果は、学士課程及び大学院の講義に反映するよう個々の教員が努力している。

事務職員が学生の教育研究など学生の支援にあたっている。また、技術職員やTAによる授業補助体制が十分に機能しているほか、十分な社会経験を有する社会人がシニア・テクニカル・アドバイザーとして採用され、学士課程学生の教育指導にあたっている。

基準 4 学生の受入

本学は、「VOS」すなわち活力(Vitality)、独創力(Originality)、奉仕(Services)の基本理念のもと、「実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を育成する」という教育目的に沿って、アドミッションポリシーを明確に定めている。これに基づいて、学部各課程、修士各専攻では、さらに具体的なアドミッションポリシーを制定し、「求める学生像」及び入学者選抜の基本方針を示している。「求める学生像」の骨子は、「技術や科学を通じて社会に貢献する意欲をもつ人」、「新しい分野の開拓や理論の創出、もの作りに意欲をもつ人」、「人間性が豊かで、責任感のある誠実な人」などである。これらのアドミッションポリシーは大学概要、大学案内、募集要項、ホームページに公表され周知されている。

本学では、教育目的の実現に向けて「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、入学志願者の出身に対応する多様な選抜方法を実施している。本学の選抜の最大の特徴は、第1学年入学者の約4倍の第3学年編入学者を、主に高専から受け入れていることであるが、学部第1学年、第3学年、修士課程で推薦選抜、一般選抜を実施しているのを始め、社会人、外国人留学生、社会人留学生、帰国子女を対象にした特別選抜も行っている。

留学生数は交換学生などを含めて26カ国から191名(平成17年5月1日現在)で、全学生数の8%強を占めており、国際色豊かなキャンパスとなっている。

選抜方法の検証については、入学者選抜方法研究委員会あたり、各選抜方法と入学後の学生の成績の相関関係について詳細な調査研究を実施している。その結果を基礎データとして、普通高校からの推薦選抜(平成18年度選抜から実施)を決めるなど、「求める学生像」に沿った入学者を一層幅広く受け入れるための施策が取られた。また、高専から一層優秀な学生を受け入れるため、研究協力など高専との連携強化策も実行されている。

本学の入学者数は、学部、大学院とも定員を上回っているが、大幅に超えていることはない。教員1人あたりの学生数は7.8人で、少人数教育という観点からは全国の国公立大学工学部の中でも最上位グループにランキングされている。さらに学生実験等に関わる施設設備についても適切に整備されており、教育目標を達成するための教育・研究指導が支障なく行える体制が十分に確保されている。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学では実践的・創造的な指導的技術者養成の目的の下、基礎から高度な内容へと段階を踏む有機的な科目配置を行っている。具体的には、1、2年次の「専門基礎科目」と3、4年次の「専門科目」とを、きめ細かく関連づけるとともに、「教養科目」、「外国語科目」においても、1、2年次の科目を土台に、3、4年次のより高度な科目に進めるよう編成している。本学は、3年次に多数の高専等からの編入学者を受け入れており、この科目編成により、これらの学生の編入前の教育との整合も図っている。

また、「専門科目」については、各課程の教員の研究成果が反映された専門性の高い科目が幅広く開講されている。さらに、長期にわたる「実務訓練」は本学の教育目的に沿う最重点科目で、大学院進学者に課しており、学内外から高い評価を受けている。本学は学部・大学院一貫教育を実施しており、この科目はその特色を具現化するものである。

このほか、他課程科目の履修、遠隔教育を含めた単位互換、TOEIC等の成績による単位認定、語学研修科目の開講、補習教育の実施、習熟度別クラス編成等によって、学生の多様なニーズ、及び社会からの要請に込んでいる。

また、ガイダンスでの履修モデルの提示、担任教員等の履修指導などの学習支援により、単位の実質化を図っている。なお、GPA方式の導入、履修科目登録単位数の上限設定に関しては、具体化に向けた協議が始まっている。

学習形態や学習指導方式については、科目の特性により、情報機器、TAの活用とともに、講義、対話・討論、演習、実験等をバランスよく組み合わせ、また少人数教育も実施し、適切な学習指導に向けた工夫をしている。特に研究室では最大5名程度の範囲で指導を行い、専門的教育・研究を行う学力を身に付けさせている。

シラバスについては、必要な項目が記載され適切に作成され、学生全員に配布しており、十分に活用されている。統一された様式で記載されているが、「授業項目」の記述の一部に改善の余地があるので現在是正に取り組んでいる。

成績評価基準、卒業判定基準は学生全員に配布される「学部履修案内」に、さらに個々の科目についての具体的な評価基準はシラバスに記載されており、学生に周知されている。成績評価はこれらの基準に則って行われており、成績評価に関する学生の異議申し立てに対しても対応する体制が整えられており、公平性、透明性が保たれている。

<大学院課程>

大学院修士課程では「各専攻共通科目」、「専門科目」及び「研究指導(基礎研究・応用研究)」が、また博士後期課程では「専攻科目」及び「研究指導(基礎研究・開発研究)」が適切なバランスで配置されている。

「各専攻共通科目」は工学専門教育と密接な関係をもつ社会科学や基礎科学等から構成されている。専門科目の内容は、研究活動の成果を反映しており、前者ではその目的とする「広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力の育成」に、また後者では、その目的である「自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」に合致する。

科目内容の理解と修得を促進するため、指導教員は個別に科目の選択、履修及び研究の指導を行うなど、単位の实質化への配慮がなされている。講義、セミナー、演習及び実験がバランスよく配置され、ほとんどの授業は少人数で行われ、対話・討論形式の授業も多い。

シラバスは統一された様式に則り必要項目が記載されており、授業項目の記載の一部には改善の余地があるが、おおむね教育課程の編成の趣旨に沿った適切なものであり、学生にも十分に活用されている。

研究指導は学生の志望する教員により、きめ細かく行われている。複数指導教員による指導体制、TAやRA等の活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練も十分に行われている。研究進捗状況の把握、以後の方針、発表方法の指導及び成果の学会等への発表などが指導されており、学位論文に係わる指導体制は適切に整備され機能している。

成績の評価基準や修了認定基準は、組織として策定され、適切に実施されているとともに、学生にも周知されている。学位論文の審査は適切かつ有効な体制の下で行われている。成績評価等の公平性、透明性を担保するための処置は講じられている。

基準 6 教育の成果

本学では、学部・大学院の教養教育、専門教育等を通して、各課程・各専攻において育成すべき学生の学力、資質・能力を、本学の教育目的に沿って明示的に定め、大学案内、履修案内等で公表し、新入生ガイダンス等で説明している。その教育の成果については、教務委員会を中心に、進学、卒業・修了等を認定し、教育の達成状況に関する学生への意識調査を行うとともに、就職状況を通して社会的な評価状況も検証している。

教育の成果を進級、卒業・修了等の認定状況にみると、学部卒業、大学院修士修了については、1年程度の留年者を含めると、入（編入）学者のほぼ90%に達し、丁寧な教育・指導がなされている。学生は、専門分野を確実に学び、研究活動に活発に取り組んでいるといえる。

次に教育成果に関し、学生への総括的な修得度自己評価アンケート及び個々の授業に対するアンケートを通してみると、英語、人文・社会科学、理数的基礎学力の能力については、その授業において丁寧な説明がなされているものの、修得感が必ずしも高くはないことから、学部・大学院修士課程のこれらの科目群では、改善への取組を開始している。一方、専門分野の能力に関しては、卒業・修了時の修得感が高い。さらに実践的能力を養う上での特徴的プログラムである実務訓練の満足度は非常に高くなっている。

本学の教育の成果を、卒業生・修了生の就職・進学状況から検証すると、就職率の高さ、就職分野別内訳の変遷から、経済と産業構造の変化に柔軟に対応しつつ、確かな専門的能力を有する人材の育成がなされているといえる。さらに修士課程修了生及び就職先企業等によるアンケートを通じた評価によると、高度な専門性を有する実践的な技術者として評価されている。国際的活動能力、リーダーシップの育成については、教務委員会を中心に新たな取組を始めている。

以上のように学部・大学院の一貫教育による教育の成果は、卒業・修了において高い実績を挙げ、学生自身及び社会からも、おおむね高い評価を得ている。その内容は、高い専門性及び技術実践感覚の育成を特徴としているが、さらに技術をとりまく幅広い知識や指導的人材の素養の育成にも精力的な取組を行っている。

基準 7 学生支援等

ガイダンスは、学年別、課程・専攻別にきめ細かく行っており、入学・進学にあたっての学生の不安を取り除くようにしている。授業開始後の学習相談については、指導教員、事務職員が対応するのはもちろんのこと、クラス担当教員制度、アドバイザー教員制度も設けている。また、各教員がオフィスアワーを設けている。

学生の多様なニーズのくみ上げには、学生生活実態調査を実施したり、学長ら執行部が懇談会を開いて、積極的に取り組んでいる。学生相談内容からも、学生の要望の把握に努めている。それらの結果を学生支援に反映するよう取り組んでいる。

特別な学習支援が必要な留学生や社会人学生に対しては、日本語教育やe-ラーニング授業を実施している。

図書館の24時間対応、工学部として特に重要なIT環境の充実など、自主的学習環境は充分整備されており、学生は積極的に利用している。

また、教育目標である「指導的技術者の養成」を達成するため、心身共に健全な学生の育成を目指して課外活動の活性化にも努めている。サークル活動に対しては顧問教員を置くほか、学生委員会委員、事務職員が積極的に指導・助言にあたっている。

学生の健康・生活等の悩み相談は体育・保健センターを中心に多様な窓口を設けており、幅広い相談内容に適切、迅速に対応できる体制が整っている。留学生の相談には、留学生センター等の教員、留学生課職員、チューター、ボランティア・グループが積極的に対応している。

奨学金制度を活用した経済的な援助は、おおむね適正に行われている。しかし、授業料と入学料免除に関し

ては、希望者の要望を全面的に満たすには至っていないことなどにかんがみ、現在、本学独自の新たな奨学金制度の確立を検討している。

基準 8 施設・設備

以下の状況から、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現に相応しい施設・設備、情報ネットワーク、学術資料等が、適切に整備・管理され、有効に活用されていると判断できる。

本学は、大学設置基準に十分に適合する校地と校舎を保有している。講義室、研究室、実験・実習室、ゼミ室等は、必要数が確保され、高い稼働率で使用されている。講義室とゼミ室には、適宜、映像設備が、また大多数の講義室には、冷暖両用空調設備が設置されている。情報処理教育用に合計 270 台のパソコンが、語学学習用に LL 教室が 2 室と自習室が設置されている。図書館は、総面積 3,380 m² で、252 閲覧席を持つ。平日は 8:30～21:00、土日は 12:00～17:30 の間開館する。24 時間利用の実現のために、自動貸出装置と入退館システムを設置している。

平成 17 年 6 月現在、約 5,300 台のパソコンがネットワークの利用登録をしており、情報ネットワークは、稼働率が非常に高く、教育・研究に必須の設備になっている。研究室配属前の学部学生は、自習用パソコン室の 40 台のパソコンが、40 個の接続端子と持込みパソコンを使って、9:00～21:00 の間学内外にアクセスできる。教職員、大学院学生と研究室に配属された学部学生は、研究室等の端末から常時ネットワークに接続できる。情報ネットワークの適正な管理・運用は、管理規程、利用規則、ガイドラインとセキュリティ対応体制等によって保証されている。

学内の施設は、設立目的が学内規則で規定され、それぞれに運用規程等が制定されており、すべて大学及び各施設のホームページに掲載されている。共同利用施設は、「利用の手引き」をホームページと冊子に、特に学生には、「学内施設の利用案内」と「情報ネットワークに関連する諸規則」を「学生生活ガイドブック」に掲載して、周知を図っている。

図書館予算で購入する学術雑誌、図書、視聴覚資料の選定は、図書館運営委員会の審議を経て決定する。学術雑誌の予算は共通経費化して、安定的な提供を確保している。学術雑誌は、あらかじめ決められた基準に基づいて選定する。図書館は、人員と予算の効率的な運用のために、学術図書・雑誌の集中管理方式を採用している。これは、24 時間利用と併せて、学術資料を有効に活用するための基盤になっている。学術文献・資料の電子版の導入を積極的に推進するとともに、利用講習会を頻繁に開催して、学生、教職員の利便を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教務委員会を中心として、教育活動の実態を示すデータや資料について、適切に収集・分析・蓄積を行う体制にある。全学的に J A B E E 受審を推進しているので、特に学部教育に関して、より詳細な教育活動実態を示すデータや資料を数年間保存する体制が、全学的に完備される予定である。

学生の意見の聴取は、教務委員会と学生委員会を中心として、学生へのアンケートや実態調査、学長との懇談会、アドバイザー教員制度等により行われている。

学外関係者（卒業（修了）生、就職先企業、実務訓練先企業、高専教員）からの意見と評価は、教務委員会と実務訓練委員会を中心として、アンケートやシンポジウム等により聴取している。

学生や学外関係者の意見と評価を教育の質の向上と改善に結び付ける検討は、教務委員会と将来計画委員会において、教育課程の見直しや教員組織の構成に反映して行われている。検討した内容は、教育研究評議会で審議を経て学長に答申されている。

個々の教員は、授業アンケート等の評価結果に基づいて、教育の質の向上に取り組んでいる。

以上のように、学生や学外関係者からの授業内容や教育状況の意見は、自己点検・評価に適切に反映されている。教育の質の向上と授業及び教授方法の改善に向けて、教務委員会、将来計画委員会、教育研究評議会等を通じて、具体的かつ継続的に大学として取り組む体制が整備されている。

次に、FDについては、大学として組織的な取組を開始している。教員個々の資質向上のための改善が継続的に行われている。このため、授業評価の高い授業の公開を実施している。また、新人教員のFD研修会及び教職員の学生指導研究会を実施している。FDや授業評価アンケートに基づいて、毎年、カリキュラムの改訂のための検討が行われ、実際に改訂されている。

技術職員、シニア・テクニカル・アドバイザーやティーチング・アシスタント等の教育支援者や教育補助者は、実験、演習開始前に学生指導方法のガイダンスを授業担当教員から受けている。さらに、資質向上のために、技術職員を対象とする研修会を開催している。

基準 10 財務

本学は、「実践的・創造的な能力を備えた指導的技術者を育成するとともに、実践的な技術の開発に主眼を置いた研究を推進することを目的とする。」として設立され、教育研究活動を遂行している。中期計画・年度計画に基づき教育研究活動を遂行するうえで予算配分は重要であり、本学においては、予算配分の基本方針は役員打合せ会で検討したうえで、教育研究評議会、経営協議会、役員会での十分な審議を経たうえで決定している。

経常的収入の継続的確保として、「観点 10 - 1 - 2」のとおり自己収入（授業料、入学金、検定料等）については、今後も安定した収入を継続的に確保し、教育研究活動の基盤経費とすることとしている。また、外部資金については、獲得に一層の努力を行い大学の経営の一助とすることとし、導入促進を図るための専門部会を通じてその具体的で効果的な方策を講じている。競争的資金についても、教員に対しての説明会、詳細な情報提供の実施等を行っている。

基準 11 管理運営

本学は、大学の目的の達成に向けて、役員、教員及び事務局職員の人員構成のバランスがとれており、管理運営のための適当な規模の組織として効果的な機能を発揮するとともに、効率的な意思決定を行い得る組織形態をとっている。また、監事から本学の業務執行や会計処理に関して、有益な多くの助言と指導を得ている。

学生のニーズや要望は、クラス担任、研究室の指導教員、学生支援センターやアドバイザー教員などにより把握されている。

教員のニーズの把握は、系・センター会議、種々の学内委員会や全学教授会及び教育研究評議会での議論を通じて行われている。事務局職員のニーズは、各種の会議、委員会の事前打合せ会、反省会などの場で把握されている。また、学外関係者である全国高専や新潟県内高等学校の関係者の要望は、種々の集いや本学の教員による相手先の訪問を通じて把握している。

管理運営に関する方針、学内諸規則などは、法人化後再整備され、または新たに整備された。

本学の目的や計画をはじめとする全学に係るデータや情報は全学のホームページに、また、各系、研究室に係るデータや情報はそれぞれのホームページに、短期間内の更新の下に掲載されており、かつ相互にリンクされ、大学の内外から自由にアクセスできるシステムが構築されている。一方、個人情報を含む保護を必要としている各種情報については、現在、個別的に管理されている。今後、アクセス権限に応じて、更に容易にアクセスできるように、学内情報基盤の一元的整備が進められている。

開学 10 年以來、おおむね 3 年ごとに、詳細な資料やデータに基づき、現状の分析・認識と問題点の抽出・把握及び改善点の指摘・改善方策を提案し、実質的な自己点検・評価を行うとともに、関連する刊行物はすべ

て広く社会に公開している。また、近年の「長岡技術大学外部評価委員会総括評価書」や運営諮問会議報告書に示されているように、外部者により自己点検・評価を検証する体制は整備され、着実に実施されている。

今後、評価室を中心として行われる自己点検・評価の結果を部外者により検証するとともに、フィードバックし、改善策に結びつけるシステムの整備について早急に検討を進める必要がある。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

本学は、教育サービスの目的を「大学が保有する知識・情報を社会に開放し、その要請に応えることにより、大学が社会的存在としてその機能を果たすこと」と規定し、以下の方針を掲げている。

(1) 大学が蓄積した知識・情報を社会に開放する。(2) 社会人が大学教育を受ける機会を提供する。(3) 若者の理工系分野への関心を高める。(4) 高専の教育に協力する。(5) 企業の技術・研究者に知識・情報を提供する。(6) 図書館の学術情報を社会に開放する。(7) その他、社会の要請に応える。

これに対応して、以下の教育サービス活動を実施している。

市民対象の「公開講座」を主催し、また、「ながおか市民大学」の開催に協力する。(2) 社会人、他大学生、短期留学生を、「研究生」、「特別研究学生」、「科目等履修生」、「特別聴講学生」として受け入れる。(3) 中学3年生対象の「中学校数学アカデミー」、小・中学生対象の「化学のおもちゃ箱」、青少年対象の「青少年のための科学の祭典」、高校・高専生対象の「オープンキャンパス」を開催、又はその開催に協力する。また、高校大学連携事業として、高校生対象の「SSH事業」とSPPの支援による「高大連携講座」、及び高校教員対象の「教員研修」を実施する。(4) 高専生が体験学習する「オープンハウス」の実施、本学教員が高専で講義する「出前授業」を行う。(5) 企業の技術・研究者を対象とする「高度技術者研修」、経営者を含む「技術開発懇談会」、さらに「産学交流フェア」を開催する。(6) 企業や市民に「図書館を開放」し、多様なサービスを提供する。(7) 公共性のある団体に対して「大学施設を開放」する。

教育サービスに係る具体的方針とそれに基づく活動は、チラシや市政だよりとともに、すべて大学のホームページに掲載して、その目的・計画の周知を図っている。また、大半の活動で参加者が確保されており、特に(3)～(6)では参加・利用者が多く、満足度も高い。それぞれの活動について、その計画・実施に係る事項を審議する委員会が定められ、アンケートを含む活動改善システムも作られており、実際に機能している。

以上の状況から、教育サービスの目的を達成するに相応しい方針が定められており、活動目的の周知が図られている、活動が適切に実施されて参加者が確保されている、また活動の成果が上がっており、改善のシステムも機能しているといえる。